【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年３月15日
【計算期間】	第３期（自　平成26年12月16日　至　平成27年12月15日）
【ファンド名】	ピクテ資源国ソブリン・ファンド(１年決算型) (以下「ファンド」といいます。)
【発行者名】	ピクテ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　萩野　琢英
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	佐藤　直紀
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目２番１号
【電話番号】	03-3212-3411
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。
信託金の限度額は1,000億円です。

② ファンドの商品分類※は、追加型投信／海外／債券です。
※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

＜商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
追加型	**海外**	不動産投信
		その他資産
	内外	資産複合

＜属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式				
一般	**年１回**			
大型株		**グローバル (日本を含まない)**	ファミリー	
中小型株	年２回		ファンド	あり
債券		日本		
一般	年４回	北米		
公債		欧州		
社債	年６回(隔月)	アジア		
その他債券		オセアニア		
クレジット属性	年12回(毎月)	中南米		
不動産投信		アフリカ	**ファンド ・オブ・ ファンズ**	
その他資産 (投資信託証券 (債券))	日々	中近東(中東)		**なし**
		エマージング		
資産複合	その他			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜ファンドが該当する商品分類の定義＞

商品分類		定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜ファンドが該当する属性区分の定義＞

属性区分		定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (債券))	目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信以外の資産(ファンド・オブ・ファンズ方式による投資信託証券)を通じて、主として債券に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回	目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含まない)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含みません)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(http://www.toushin.or.jp)で閲覧できます。

③ ファンドの特色

a 主に資源国のソブリン債券等に分散投資します

○「資源国」とは、エネルギー資源、鉱物資源、食糧・食料資源等の資源を産出する国で、その資源がその国の経済、日本の経済あるいは世界の経済に影響を与えると考えられる国と定義します。ファンドが投資する国の例については、以下をご参照ください。

○「ソブリン債券」とは、各国の中央政府やそれに準ずる機関が発行する債券の総称です。「準ソブリン債券」とは、各国の中央政府やそれに準ずる機関が株式等資本の過半数を直接・間接的に保有し、実質的に支配している企業が発行する債券とします。

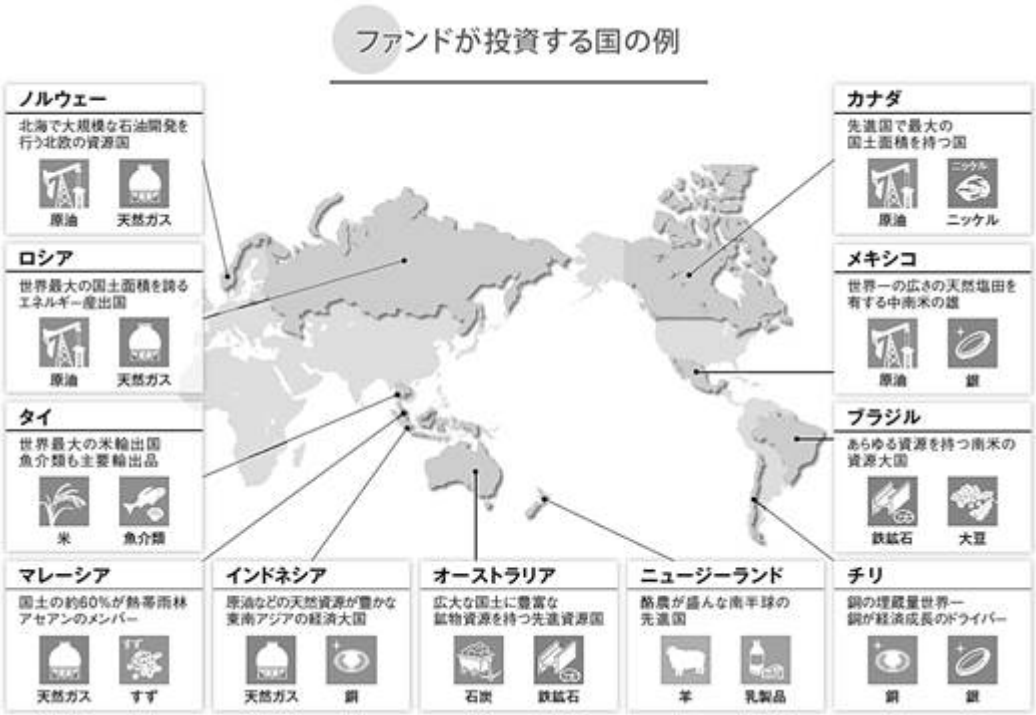

※上記はファンドの組入対象国の一例を紹介するものです。実際の組入国は、これらの国に限るものではなく、また投資しない場合があります。

出所：総務省統計局、世界国勢図会、ＵＳＧＳのデータを使用し委託会社作成

◆ポートフォリオの平均格付は、原則として「Ａ－格※」以上に保ちます。

※スタンダード＆プアーズによる信用格付(または同等の信用度を有すると考えられる信用格付)

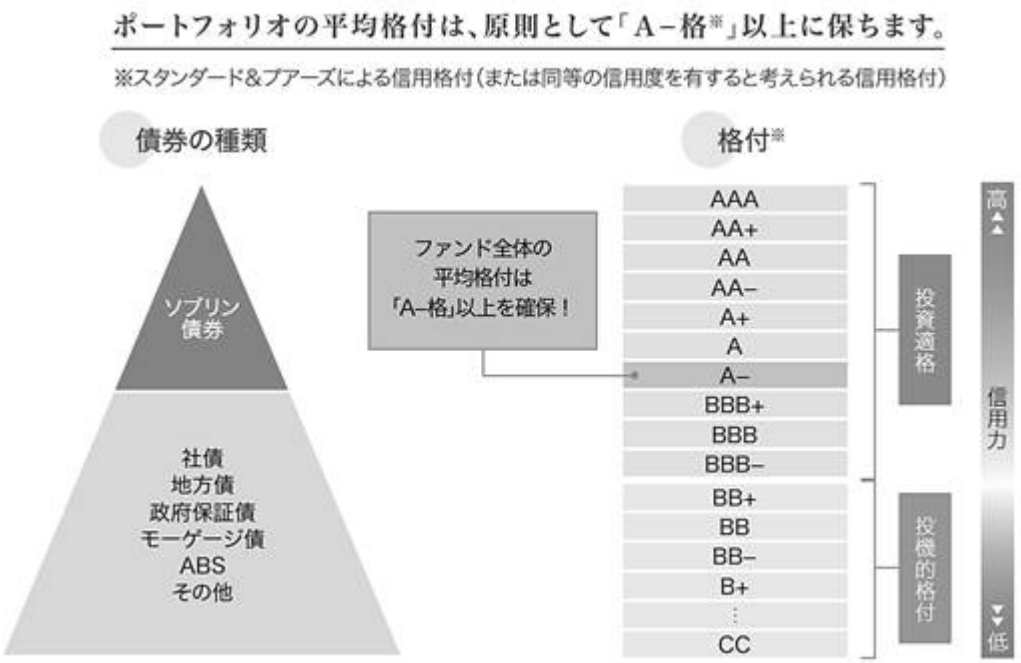

(注)平均格付とは、基準日時点で投資信託財産が保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、ファンドに係る信用格付ではありません。

b　原則として米ドル、ユーロ、円には投資しません

○原則として円・米ドル・ユーロを除く現地通貨建てとしますが、補助的に円・米ドル・ユーロ建てのソブリン債券等に投資する場合があります。なお、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

＜投資プロセス＞

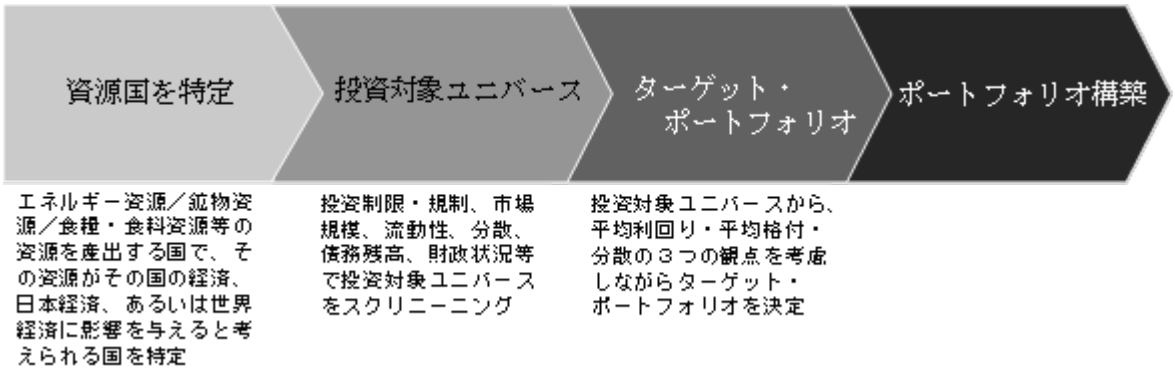

※投資プロセスは、平成28年１月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

c　年１回決算を行います

○毎年12月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

［収益分配金に関する留意事項］

○分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
○分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
○投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

※資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

平成25年９月13日　信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

①　委託会社およびファンドの関係法人

※１　ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。
※２　販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。

○ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。ファンドでは、「ＰＧＳＦ‐資源国ソブリン・ファンド」および「ショートタームＭＭＦ　ＪＰＹ」の各投資信託に投資を行います。各投資先ファンドの概要につきましては、後記をご覧ください。

② 委託会社の概況(平成28年１月末日現在)

・資本金：２億円

・沿　革：昭和56年　ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
昭和61年　ピクテジャパン株式会社設立
昭和62年　投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得
平成９年　ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
平成９年　投資信託委託業務の免許取得
平成23年　大阪事務所開設
現在に至る

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アジア・プライベート・リミテッド	シンガポール共和国　シンガポール　＃02-00 ロビンソンロード　80	800株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

② 投資態度

a　投資信託証券への投資を通じて、主に資源国[注1]の現地通貨建てのソブリン債券および準ソブリン債券[注2]に投資します[注3]。

注１　「資源国」とは、エネルギー資源、鉱物資源、食糧・食料資源等の資源を産出する国で、その資源がその国の経済、日本の経済あるいは世界の経済に影響を与えると考えられる国と定義します。

注２　「ソブリン債券」とは、各国の中央政府やそれに準ずる機関が発行する債券の総称です。「準ソブリン債券」とは、各国の中央政府やそれに準ずる機関が株式等資本の過半数を直接・間接的に保有し、実質的に支配している企業が発行する債券とします。

注３　原則として円・米ドル・ユーロを除く現地通貨建てとしますが、補助的に円・米ドル・ユーロ建てのソブリン債券等に投資する場合があります。

b　投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

c　公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

d　実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

e　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

③ ファンドは、主に資源国の現地通貨建てのソブリン債券および準ソブリン債券に投資する投資信託証券ならびに短期金融商品等に投資を行い円建てでの高水準の元本の安定性の確保を目指し運用される投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。

（2）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

ａ　次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。)

(ａ)有価証券

(ｂ)金銭債権((ａ)および(ｃ)に掲げるものに該当するものを除きます。)

(ｃ)約束手形((ａ)に掲げるものに該当するものを除きます。)

ｂ　次に掲げる特定資産以外の資産

(ａ)為替手形

②　有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)および有価証券(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

ａ　短期社債等

ｂ　コマーシャル・ペーパー

ｃ　外国または外国の者の発行する証券または証書で、ａおよびｂの証券または証書の性質を有するもの

ｄ　指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

③　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

ａ　預金

ｂ　指定金銭信託(金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

ｃ　コール・ローン

ｄ　手形割引市場において売買される手形

④　②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤　その他

ａ　委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額について、為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｂ　委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

⑥　投資先ファンドの概要

指定投資信託証券は、主に資源国の現地通貨建て(補助的に円・米ドル・ユーロ建てとする場合があります。)のソブリン債券および準ソブリン債券に投資を行う投資信託ならびに短期金融商品等に投資を行い円建てでの高水準の元本の安定性の確保を目指し運用される投資信託の受益証券または投資証券とします。なお、指定投資信託証券は前記の選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。

ａ　ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド‐資源国ソブリン・ファンド　クラスＰ分配型受益証券

形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国証券投資信託／円建て
主な投資方針	・主に資源国の現地通貨建て(原則として現地通貨建てとしますが、補助的に円・米ドル・ユーロ建てとする場合があります。)のソブリン債券および準ソブリン債券に投資し、長期的なトータル・リターンの獲得と安定的な収益分配を行うことを目的として運用を行います。 ・通貨や国別に分散投資を行います。 ・「資源国」とは、投資時点で、エネルギー資源、鉱物資源、食糧・食料資源等の資源を産出する国で、その資源がその国の経済、日本の経済あるいは世界の経済に影響を与えると考えられる国と定義し、以下の国(限定はされません。)が含まれます。アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、エジプト、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、ペルー、ロシア、南アフリカ、タイ、イギリス、ベトナムなど

関係法人	管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ 投資顧問会社：ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド、ピクテ・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド 保管受託銀行：ピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイ 登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社：ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイ
主な費用	管理報酬等合計：純資産総額の年率0.6% (内訳およびその他の費用につきましては後記「４手数料等及び税金」をご覧ください。)
決算日	毎年12月31日

※本書において上記ファンドを「ＰＧＳＦ‐資源国ソブリン・ファンド」という場合があります。

b　ピクテ‐ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ　クラスＩ投資証券

形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国証券投資法人／円建て
主な投資方針	・円建てでの高水準の元本の安定性と短期金融市場金利の確保を目的とします。 ・短期金融商品等に投資します。 ・投資する証券の発行体の信用格付は、Ａ２／Ｐ２以上とします。
関係法人	管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ 投資顧問会社：ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド 保管受託銀行：ピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイ 名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社：ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイ
主な費用	管理報酬、サービス報酬および保管受託銀行報酬の合計：純資産総額の年率0.3%(上限) (その他の費用につきましては後記「４手数料等及び税金」をご覧ください。)
決算日	毎年９月30日

※本書において上記ファンドを「ショートタームＭＭＦ　ＪＰＹ」という場合があります。

（3）【運用体制】

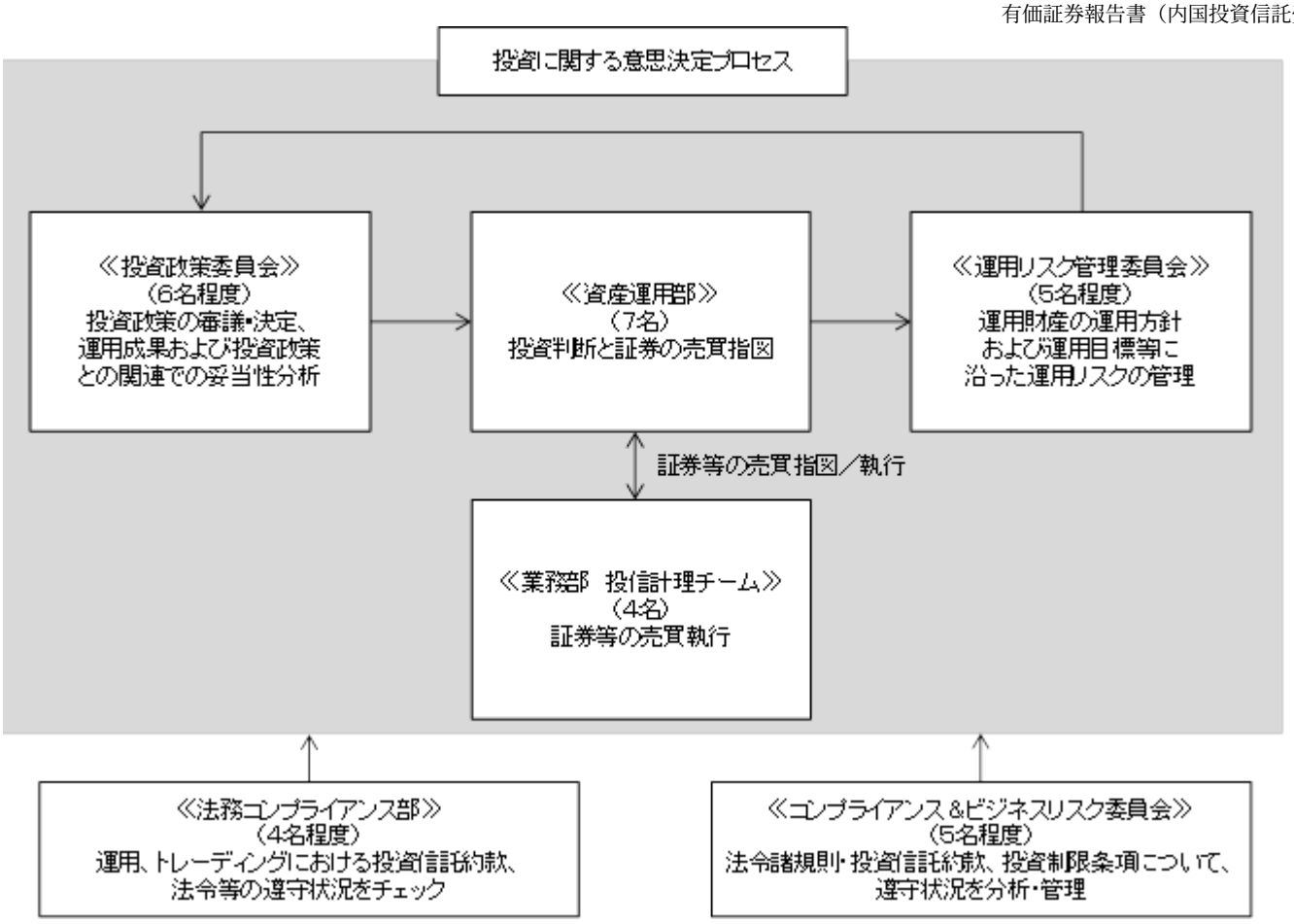

・投資政策委員会(６名程度)において、投資政策が審議・決定されます。
・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(４名程度)において、運用・トレーディングの状況、資産の組入れの状況ならびに投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況がチェックされます。また、コンプライアンス＆ビジネスリスク委員会(５名程度)において、法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況が分析・管理されます。運用リスク管理委員会(５名程度)において、運用財産の運用方針および運用目標等に沿って運用リスクの管理が行われます。投資政策委員会においては、前記のほか、運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。これらのモニタリングの結果、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などのほか、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

※運用体制は、平成28年１月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(４)【分配方針】

① 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
ａ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
ｂ 収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
ｃ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
② 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
ａ 分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

ｂ　売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

③　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

④　ファンドの決算日

毎年12月15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

⑤　収益分配金のお支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(５)【投資制限】

①　投資信託証券への投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。

②　投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資(投資信託約款)

行いません。

③　外貨建資産への実質投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。

④　資金の借入れ(投資信託約款)

ａ　委託会社は、借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ｃ　収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3【投資リスク】

(１)ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。

ファンドは、実質的に公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

①　基準価額の変動要因

ａ　公社債投資リスク(金利変動リスク、信用リスク)

・ファンドは、実質的に公社債に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。

・金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。

・信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価格が下落するリスクをいいます。

b　為替変動リスク

・ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。

・円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

c　カントリーリスク

・ファンドが実質的な投資対象とする資源国には新興国が含まれています。その新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進諸国と比較して大きくなる場合があり、政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。

・実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

d　有価証券先物取引等に伴うリスク

・投資先ファンドにおいて有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は間接的に有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

e　流動性リスク

・市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、ファンドおよび投資先ファンドにおいて機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

f　解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

・解約によるファンドの資金流出に伴い、ファンドおよび投資先ファンドにおいて保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

②　その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

・ルクセンブルグの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の２営業日前の日においては、取得申込みおよび解約請求はできません。

・信託財産の資金管理を円滑に行うため、１日１件10億円を超える解約はできません。また、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

・金融商品取引所(金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(組入投資信託証券の投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みおよび解約請求の受付けを取消すことがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。また、組入投資信託証券の投資対象国の公社債市場等の流動性等を勘案し、取得申込みの受付けを制限することがあります。

・ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。

ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

(2)リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下のとおりです。

○ファンドの運用におけるリスクの評価・分析および資産の組入れの状況等ならびに投資信託約款、投資ガイドライン、法令諸規則の遵守状況および運用・トレーディングの状況等のモニタリングは、運用部署から独立した部署で行っています。

○モニタリングの結果は、上記部署により定期的に投資管理およびコンプライアンス関連の委員会へ報告されると共に、必要に応じて経営陣へも報告されます。また、問題点等が認識された場合は、すみやかに運用部署その他関連部署へ改善の指示または提案等を行うことにより、適切なファンドのリスク管理を行っています。

＜リスクの管理体制図＞

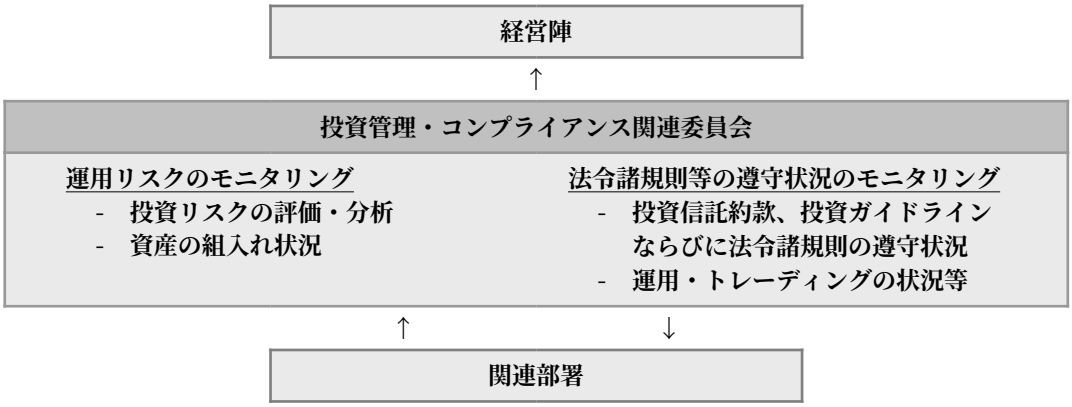

※リスクの管理体制は、平成28年１月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率および基準価額の推移

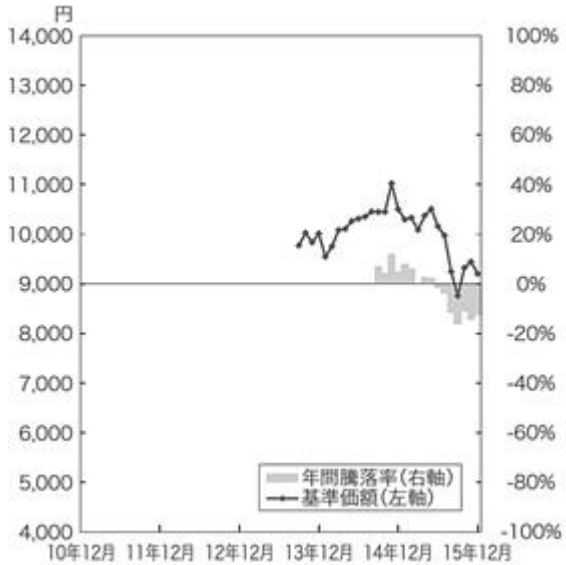

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較※
(ファンド：2014年９月～2015年12月
代表的な資産クラス：2011年１月～2015年12月)

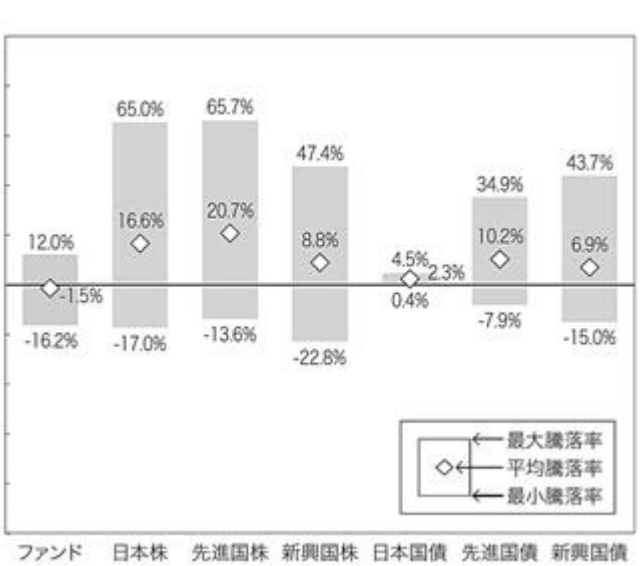

上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものですが、対象期間が異なることにご留意ください。なお、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※対象期間の各月末における直近１年間の騰落率の平均・最大・最小をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

＜各資産クラスの指数＞

日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数(税引前配当込み、円換算)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み、円換算)
日本国債	NOMURA-BPI国債
先進国債	シティ世界国債指数(除く日本、円換算)
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算)

(海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、ドルベースの各指数を委託会社が円換算しております。)

――― 上記各指数について ―――

■東証株価指数(TOPIX)(配当込み)：東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とし、浮動株ベースの時価総額加重型で算出された指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)に帰属します。東証は、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東証は同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 ■MSCIコクサイ指数(税引前配当込み)：MSCIコクサイ指数とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 ■MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み)：MSCIエマージング・マーケット指数とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 ■NOMURA-BPI国債：NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また同社は同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果に関して一切責任を負いません。 ■シティ世界国債指数(除く日本)：シティ世界国債指数(除く日本)とは、Citigroup Index LLCにより設計、算出、公表されている指数であり、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券指数です。 ■JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的な指数です。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.24%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を発行価格に乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

※償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は、取得申込みの際に販売会社の定める日までに販売会社へ支払うものとします。

申込手数料は、投資信託を購入する際の商品等の説明や事務手続等の対価として、販売会社に支払う手数料です。

(2)【換金(解約)手数料】

解約時の手数料は、ありません。

ただし、解約時に解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

※「信託財産留保額」とは、解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平性を確保するため、投資信託を途中解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の投資信託財産に繰り入れる金額をいいます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.134%(税抜1.05%)の率を乗じて得た額とし、その配分は次のとおりとします。

＜信託報酬の配分(税抜)および役務の内容＞

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.35%	年率0.65%	年率0.05%
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、各種情報提供等、基準価額の算出等	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

＜投資先ファンドに係る報酬＞

ＰＧＳＦ‐資源国ソブリン・ファンド

管理報酬：純資産総額の年率0.3%

サービス報酬：純資産総額の年率0.1%

保管受託銀行報酬：純資産総額の年率0.2%

ショートタームＭＭＦ　ＪＰＹ

管理報酬、サービス報酬および保管受託銀行報酬の合計：純資産総額の年率0.3%(上限)

※上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。

ファンドの信託報酬率に投資先ファンドに係る報酬率を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率の概算値は、最大年率1.734%(税抜1.65%)程度となります。
ただし、この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。委託会社は、係る諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.054%(税抜0.05%)相当を上限とした額を、係る諸費用の合計額とみなして、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)が、そのつど信託財産から支払われます。なお、投資先ファンドに係る申込み・買戻し手数料はありません。

ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益(法人の受益者の場合は、個別元本超過額)が課税の対象となります。
なお、収益分配金のうちの元本払戻金(特別分配金)は課税されません。
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

＜収益分配金の課税＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い(配当所得)となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

＜イメージ図＞

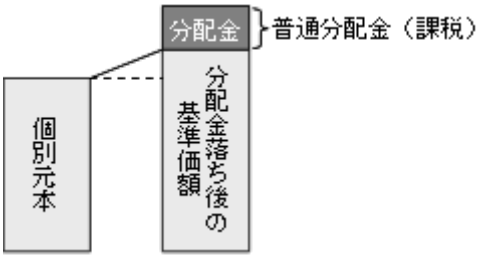

② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

③ なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜イメージ図＞

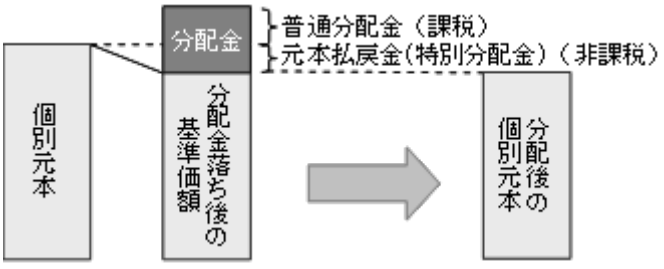

＜個別元本について＞

① 個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④　受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(元本払戻金(特別分配金)については、前記の「収益分配金の課税」を参照ください)。

＜解約時および償還時の課税＞

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象(譲渡所得とみなされます。)となります。
法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

＜個人の受益者に対する課税＞

①　収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、以下のとおりとなります(原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行うことにより申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます)。

②　解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)に係る税率は、以下のとおりとなります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります)。

期間	税率
平成26年１月１日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）
平成50年１月１日以降	20%（所得税15%および地方税５%）

＜法人の受益者に対する課税＞

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません)。なお、ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成26年１月１日から 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）
平成50年１月１日以降	15%（所得税15%）

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ(ニーサ)」について

ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、平成28年１月末日現在のものですので、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

以下の運用状況は平成27年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(１)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	277,948,831	98.63
投資証券	ルクセンブルグ	2,277,517	0.81
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	―	1,583,620	0.56

合計(純資産総額)	281,809,968	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a　評価額上位銘柄明細

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量または額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 資源国ソブリン・ファンド　クラスP分配型	71,268.9311	3,879.03	276,454,614	3,900	277,948,831	98.63
2	ルクセンブルグ	投資証券	ピクテ - ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ　クラスＩ	22.4378	101,526.71	2,278,036	101,503.62	2,277,517	0.81

b　種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.63
投資証券	0.81
合計	99.44

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成27年12月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額(百万円)		１万口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第１期末（平成25年12月16日）	59	59	9,932	9,932
第２期末（平成26年12月15日）	549	549	10,333	10,333
第３期末（平成27年12月15日）	279	279	9,158	9,158
平成26年 12月末日	548	—	10,502	—
平成27年 １月末日	470	—	10,294	—
２月末日	415	—	10,331	—
３月末日	345	—	10,086	—
４月末日	346	—	10,375	—
５月末日	350	—	10,508	—
６月末日	324	—	10,158	—
７月末日	304	—	9,973	—
８月末日	277	—	9,245	—
９月末日	260	—	8,754	—
10月末日	280	—	9,320	—
11月末日	286	—	9,446	—

12月末日	281	―	9,202	―

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付きは、各期間末に行われた分配の額を加算しております。

②【分配の推移】

期	期間	１万口当たりの分配金(円)
第１期	平成25年９月13日～平成25年12月16日	0円
第２期	平成25年12月17日～平成26年12月15日	0円
第３期	平成26年12月16日～平成27年12月15日	0円

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第１期	平成25年９月13日～平成25年12月16日	△0.68
第２期	平成25年12月17日～平成26年12月15日	4.04
第３期	平成26年12月16日～平成27年12月15日	△11.37

(注)収益率の計算方法：(計算期間末の基準価額(分配付き)－前計算期間末の基準価額(分配落ち))÷前計算期間末の基準価額(分配落ち)×100

(４)【設定及び解約の実績】

期	設定口数(口)	解約口数(口)
第１期	59,729,298	―
第２期	527,504,623	54,942,049
第３期	105,788,157	333,101,351

(注)設定口数には、当初募集口数を含みます。

＜参考情報：運用実績＞　(2015年12月30日現在)

①　基準価額・純資産の推移

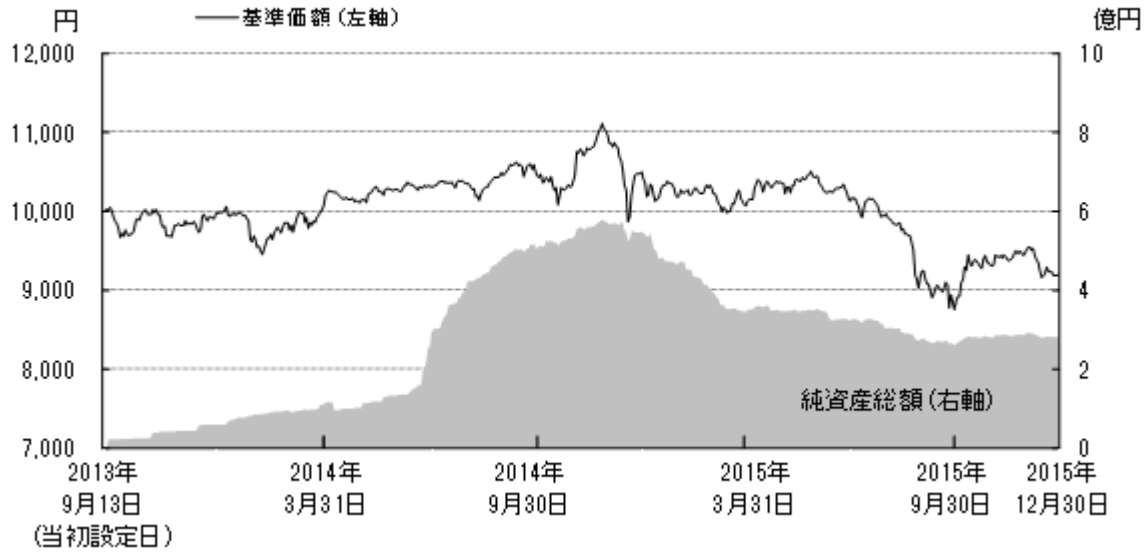

基準価額は、１万口当たり、信託報酬控除後です。

②　分配の推移(１万口当たり、税引前)

決算期	分配金
第１期　13年12月	0 円
第２期　14年12月	0 円
第３期　15年12月	0 円

設定来　累計	0 円

③　主要な資産の状況

○組入上位10通貨・組入上位10銘柄は、ファンドの主要投資対象であるＰＧＳＦ‐資源国ソブリン・ファンドの状況です。

［資産別構成比］

	資産名	構成比
1	PGSF-資源国ソブリン・ファンド	98.6%
2	ショートタームMMF JPY	0.8%
3	コール・ローン等、その他	0.6%

［組入上位10通貨※］

	通貨名	構成比
1	インドネシアルピア	15.1%
2	メキシコペソ	14.6%
3	ニュージーランドドル	10.3%
4	ブラジルレアル	10.3%
5	チリペソ	10.1%
6	豪ドル	10.1%
7	マレーシアリンギ	10.1%
8	タイバーツ	5.0%
9	ノルウェークローネ	4.9%
10	カナダドル	4.8%

※投資通貨の合計を100%として計算しています。

［組入上位10銘柄］

	銘柄名	利率	償還日	構成比
1	ブラジル国債	10.000%	2017.01.01	8.4%
2	マレーシア国債	3.580%	2018.09.28	3.5%
3	ニュージーランド国債	5.000%	2019.03.15	3.4%
4	チリ国債	6.000%	2022.03.01	3.2%
5	インドネシア国債	8.250%	2032.06.15	2.9%
6	メキシコ国債	6.500%	2022.06.09	2.2%
7	メキシコ国債	7.750%	2031.05.29	2.1%
8	オーストラリア国債	5.250%	2019.03.15	2.0%
9	チリ国債	6.000%	2020.01.01	2.0%
10	ニュージーランド国債	6.000%	2021.05.15	1.9%

④　年間収益率の推移

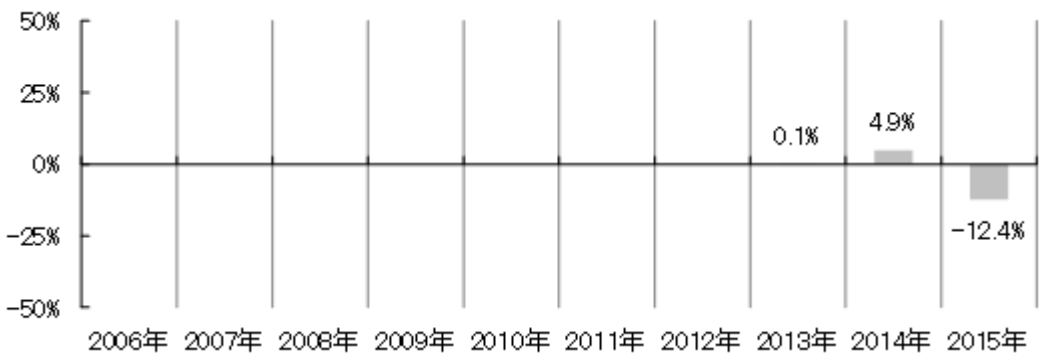

2013年は当初設定時(2013年９月13日)以降の騰落率を表示しています。ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込(販売)手続等】

＜申込手続き＞

- ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、ルクセンブルグの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の２営業日前の日においては、取得申込みの受付けは行いません(別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします)。
- 取得申込みの受付けは原則として午後３時までとします(取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします)。これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。
- 取得申込みに際しては、販売会社所定の方法で申込みください。
- 収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の２コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース	：収益分配金を受取るコース
自動けいぞく投資コース	：収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

- 取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことは原則としてできません。
- 「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約※」を締結していただきます。
- 販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的に受取るための「定期引出契約※」を締結することができる場合があります。

  ※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(組入投資信託証券の投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。また、組入投資信託証券の投資対象国の公社債市場等の流動性等を勘案し、取得申込みの受付けを制限することがあります。

＜申込単位＞

- 販売会社が定める１円または１口(当初元本１口=１円)の整数倍の単位とします。
  ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。
  詳しくは、販売会社にてご確認ください。
- 自動購入サービス契約※を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

＜申込価額＞

・取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

＜申込手数料＞

・3.24%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を申込価額に乗じて得た額とします(申込手数料には、消費税等相当額が加算されます)。

※詳しくは、販売会社にてご確認ください。

＜払込期日、払込取扱場所＞

・申込代金は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに当該販売会社へお支払いください。

2【換金(解約)手続等】

＜換金手続き(解約請求)＞

・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める１口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。なお、販売会社へのお申込みにあたっては１円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。ただし、ルクセンブルグの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の２営業日前の日においては、解約請求の受付けは行いません。

・解約請求の受付けは原則として午後３時までとします(解約請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求分とします)。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。

・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(組入投資信託証券の投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付けを取消すことがあります。解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

＜解約価額＞

・解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※を控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平性を確保するため、投資信託を途中解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の投資信託財産に繰り入れる金額をいいます。

・解約価額については、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社　電話番号0120-56-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで))または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

＜解約手数料＞

・ありません。

＜信託財産留保額＞

・解約時に解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

＜解約代金のお支払い＞

・解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して７営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

＜大口解約の制限＞

・信託財産の資金管理を円滑に行うため、１日１件10億円を超える解約はできません。また、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価※して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は１万口当たりに換算した価額で表示しています。

※ファンドの主要投資対象である投資信託証券は、原則として計算時において知りうる直近の日の１口当たり純資産価格で評価します。

② 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

③ 基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社　電話番号0120-56-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイトhttp://www.pictet.co.jp)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「資源ソブ１年」)。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成25年９月13日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「(５)その他　①ファンドの償還」に記載の条件に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年12月16日から翌年12月15日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から平成25年12月16日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

① ファンドの償還

ａ　委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ｂ　委託会社は、ａの事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ　ｂの書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下ｃにおいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、こ

れを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ　ｂの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ　ｂからｄまでの規定は、委託会社がファンドの信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ｂからｄまでに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

ｆ　委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。

ｇ　委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「②　投資信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｈ　受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「②　投資信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、前記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　投資信託約款の変更等

ａ　委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することまたはファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの投資信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｂ　委託会社は、ａの事項(ａの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、ａの併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、ファンドの投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ　ｂの書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下ｃにおいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ　ｂの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ　書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

ｆ　ｂからｅまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ｇ　ａからｆまでの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③　反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。

④　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤　運用報告書の作成

ａ　委託会社は、毎決算時および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める運用報告書をいいます。)を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

ｂ　委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書をいいます。)を作成し、委託会社のホームページ(http://www.pictet.co.jp)に掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑥　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦　関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了３ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(１)収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(２)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して５営業日目までの日)から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(３)受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

一部解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して７営業日目から支払われます。

第３【ファンドの経理状況】

(１)ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(２)ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３期計算期間(平成26年12月16日から平成27年12月15日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】
ピクテ資源国ソブリン・ファンド(１年決算型)
(１)【貸借対照表】

（単位：円）

	第２期 [平成26年12月15日現在]	第３期 [平成27年12月15日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,643,044	5,345,154
投資信託受益証券	547,834,964	275,404,614
投資証券	4,624,466	2,278,036
未収利息	19	－
流動資産合計	576,102,493	283,027,804
資産合計	576,102,493	283,027,804
負債の部		
流動負債		
未払金	14,348,636	1,000,000
未払解約金	9,034,160	988,279
未払受託者報酬	123,842	79,219
未払委託者報酬	2,476,785	1,584,325
その他未払費用	123,780	79,161
流動負債合計	26,107,203	3,730,984
負債合計	26,107,203	3,730,984
純資産の部		
元本等		
元本	532,291,872	304,978,678
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	17,703,418	△25,681,858
（分配準備積立金）	48,453,057	56,254,712
元本等合計	549,995,290	279,296,820
純資産合計	549,995,290	279,296,820
負債純資産合計	576,102,493	283,027,804

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期 自　平成25年12月17日 至　平成26年12月15日	第３期 自　平成26年12月16日 至　平成27年12月15日
営業収益		
受取配当金	52,956,511	51,884,542
受取利息	3,384	925
有価証券売買等損益	△46,597,303	△86,760,237
営業収益合計	6,362,592	△34,874,770
営業費用		
受託者報酬	149,666	190,351
委託者報酬	2,993,324	3,806,853
その他費用	149,551	190,233
営業費用合計	3,292,541	4,187,437
営業利益又は営業損失（△）	3,070,051	△39,062,207
経常利益又は経常損失（△）	3,070,051	△39,062,207
当期純利益又は当期純損失（△）	3,070,051	△39,062,207
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,230,076	△6,173,681
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△403,792	17,703,418
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,781,817	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,781,817	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	514,582	10,496,750
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	514,582	10,339,504
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	157,246
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	17,703,418	△25,681,858

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第２期 平成26年12月15日現在	第３期 平成27年12月15日現在
１．元本の推移		
期首元本額	59,729,298円	532,291,872円
期中追加設定元本額	527,504,623円	105,788,157円
期中一部解約元本額	54,942,049円	333,101,351円
２．受益権の総数	532,291,872口	304,978,678口
３．元本の欠損	－	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は25,681,858円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第２期 自　平成25年12月17日 至　平成26年12月15日			第３期 自　平成26年12月16日 至　平成27年12月15日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	47,110,784円	費用控除後の配当等収益額	A	35,266,851円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	74,685,356円	収益調整金額	C	55,170,897円
分配準備積立金額	D	1,342,273円	分配準備積立金額	D	20,987,861円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	123,138,413円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	111,425,609円
当ファンドの期末残存口数	F	532,291,872口	当ファンドの期末残存口数	F	304,978,678口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,313.35円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,653.54円
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

(金融商品に関する注記)

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

	第２期 自　平成25年12月17日 至　平成26年12月15日	第３期 自　平成26年12月16日 至　平成27年12月15日
１．金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが投資を行っている主な金融商品は投資信託受益証券、投資証券であります。 当該投資信託受益証券、投資証券には、保有または取引を行っている金融商品の評価により価格が変動するリスクがあります。 当該投資信託受益証券、投資証券が保有または取引を行っている金融商品は公社債及び為替予約取引、先渡取引であります。当該金融商品には、金融商品市場における金利または為替の変動による市場リスク、信用リスク及び流動性リスクなどがあります。	ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。保有する有価証券の詳細は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 これら金融商品には、市場リスク(価格変動リスク、金利リスク、為替リスク)、信用リスク、流動性リスク等があります。デリバティブ取引等を行った場合は信託約款に記載した目的で取引を行っております。

３．金融商品に係るリスク管理体制	法務コンプライアンス部門において、トレーディング・運用の状況及び資産の組入れの状況並びに投資信託約款、投資ガイドライン、法令等の遵守状況をチェックします。また、投資政策管理委員会において、法務コンプライアンス部及び担当者から、運用状況及び運用実績並びに投資信託約款、投資ガイドライン、法令等の遵守状況等が報告されます。課題等があれば運用の適切性確保のため運用担当者へフィードバックを行います。	運用リスクの管理に係る牽制機能を確保するため、運用リスク管理部門は、運用リスク等に関する状況について、運用リスク管理委員会において定期的に報告を行います。同委員会にはその他の部門からの報告も行われ、運用部門の責任者も交え対応が協議されます。 ・市場リスク 構成銘柄の状況やトラッキングエラー、その他必要に応じて各リスク指標などがチェックされます。 ・信用リスク 平均格付けや格付構成などがチェックされます。 ・流動性リスク 構成銘柄の市場での値付状況等がチェックされます。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

	第２期 自　平成25年12月17日 至　平成26年12月15日	第３期 自　平成26年12月16日 至　平成27年12月15日
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(１)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(１)有価証券 同左 (２)デリバティブ取引 同左 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
４．金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が１年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第２期(平成26年12月15日現在)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△45,666,905
投資証券	△748
合計	△45,667,653

第３期(平成27年12月15日現在)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△71,185,325
投資証券	△958
合計	△71,186,283

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

	第２期 (平成26年12月15日現在)	第３期 (平成27年12月15日現在)
１口当たり純資産額	1.0333円	0.9158円
(１万口当たり純資産額)	(10,333円)	(9,158円)

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

(４)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド－資源国ソブリン・ファンド　クラスＰ分配型	70,998.8694	275,404,614	
投資信託受益証券小計		70,998.8694	275,404,614	
投資証券	ピクテ－ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ　クラスＩ	22.4378	2,278,036	
投資証券小計		22.4378	2,278,036	
合計		71,021.3072	277,682,650	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

＜参考情報＞

ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国証券投資信託である「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド‐資源国ソブリン・ファンド」のクラスＰ分配型受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同受益証券です。また、ファンドはルクセンブルグ籍の外国証券投資法人である「ピクテ‐ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ」のクラスＩ投資証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同投資証券です。これら外国証券投資信託および外国証券投資法人の状況は次のとおりです。なお、記載された情報は監査対象外です。

「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド‐資源国ソブリン・ファンド」の状況

当投資信託は、ルクセンブルグの法律に基づき設立された外国証券投資信託であります。当投資信託は、2015年６月30日付で、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した中間財務書類が作成されております。中間計算期間末のため独立監査人による財務書類の監査は受けておりません。以下の「純資産計算書」、「運用計算書および純資産変動計算書」ならびに「投資有価証券およびその他の純資産明細表」等は、原文の中間財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものであります。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド－資源国ソブリン・ファンド

純資産計算書
2015年６月30日現在

(単位：円)

資産	
投資有価証券取得原価	102,693,282,486.00
投資に係る未実現純利益／損失	(3,094,274,994.00)
投資有価証券時価評価額(注１)	99,599,007,492.00
現金預金	3,215,048,174.00
未収利息、純額	741,901,200.00
	103,555,956,866.00
負債	
当座借越	44,821,240.00
未払投資顧問報酬および管理報酬(注３)	26,382,055.00
未払年次税(注２)	2,571,910.00
為替予約取引に係る未実現純損失(注６)	352,119,888.00
その他の未払報酬(注４)	26,382,056.00
	452,277,149.00
2015年６月30日現在純資産合計	**103,103,679,717.00**
2014年12月31日現在純資産合計	**108,318,935,717.00**
2013年12月31日現在純資産合計	**116,980,220,962.00**

運用計算書および純資産変動計算書
2015年６月30日に終了した期間

(単位：円)

期首現在純資産額	**108,318,935,717.00**
収益	
債券利息、純額(注１．ｆ)	3,070,924,829.00
預金利息	1,912,929.00
	3,072,837,758.00
費用	
管理報酬および投資顧問報酬(注３)	164,883,515.00
保管報酬、銀行手数料および利息	115,388,711.00
管理事務費用、サービス報酬、監査費用およびその他の費用	55,905,542.00
年次税(注２)	5,153,263.00
取引費用(注１．ｈ)	17.00
	341,331,048.00
投資純利益／(損失)	**2,731,506,710.00**
投資対象売却に係る実現純利益／(損失)(注８)	(1,194,545,063.00)
外国為替に係る実現純利益／(損失)	102,135,073.00
為替予約取引に係る実現純利益／(損失)	526,624,358.00
実現純利益／(損失)	**2,165,721,078.00**
以下に係る未実現純評価利益／(損失)の変動：	
- 投資有価証券(注９)	(4,548,301,831.00)
- 為替予約取引	8,969,743.00
運用による純資産の増加／(減少)	**(2,373,611,010.00)**

受益証券発行手取額	17,886,268,984.00
受益証券買戻費用	(12,524,136,054.00)
分配金支払(注７)	(8,203,777,920.00)
期末現在純資産額	**103,103,679,717.00**

投資有価証券およびその他の純資産明細表
2015年６月30日現在
(単位：円)

銘柄	通貨	額面	時価(注１)	純資産に対する比率(%)
Ⅰ．公認の金融商品取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
債券				
オーストラリア				
3.25% Australia 12/29 S138 -SR-S	AUD	8,670,000.00	808,787,043.00	0.78
3.75% Australia 14/37 '144' -SR-	AUD	4,070,000.00	388,116,612.00	0.38
4.50% Australia 13/33 '140' -SR-S	AUD	3,490,000.00	371,541,708.00	0.36
4.75% Australia 11/27 S136 -SR-	AUD	7,440,000.00	808,748,200.00	0.78
5.25% Australia 05/19 S.122	AUD	15,390,000.00	1,605,895,925.00	1.56
5.50% Australia 10/18 TB132 -SR-	AUD	8,990,000.00	916,891,794.00	0.89
5.75% Australia 07/21 TB124	AUD	13,200,000.00	1,459,110,840.00	1.42
5.75% Australia 10/22 TB128 -SR-	AUD	25,630,000.00	2,878,381,107.00	2.79
6.00% Australia 04/17 S.120	AUD	10,220,000.00	1,021,060,040.00	0.99
			10,258,533,269.00	9.95
ブラジル				
10.00% Brazil 07/17 'F' RB1000	BRL	279,570.00	10,956,413,838.00	10.63
10.00% Brazil 10/21 'F'	BRL	45,550.00	1,690,679,560.00	1.64
10.00% Brazil 14/25 'F' -SR-	BRL	33,200.00	1,185,448,336.00	1.15
			13,832,541,734.00	13.42
カナダ				
1.50% Canada 12/23 'A610' -SR-	CAD	6,100,000.00	601,351,011.00	0.58
2.75% Canada 11/16	CAD	16,650,000.00	1,687,409,097.00	1.64
3.50% Canada 11/45 'ZS68' -SR-	CAD	3,735,000.00	460,768,421.00	0.45
3.75% Canada 08/19 YR94	CAD	7,580,000.00	837,874,265.00	0.81
4.00% Canada 08/41 'YQ12' -SR-	CAD	4,548,000.00	590,929,578.00	0.57
5.75% Canada 01/33 XG49	CAD	1,935,000.00	290,745,305.00	0.28
5.75% Canada WL43 98/29	CAD	2,790,000.00	398,838,835.00	0.39
			4,867,916,512.00	4.72
チリ				
3.00% BANCO CENTRAL CHILI (UF) CPI 11/16	CLP	198,000.00	971,859,678.00	0.94
5.50% Chile -GLOBAL- 10/20	CLP	1,960,000,000.00	399,746,139.00	0.39
6.00% Chile 10/20	CLP	8,990,000,000.00	1,902,737,015.00	1.85
6.00% BANCO CENTRAL CHILE 08/18 10YR	CLP	1,100,000,000.00	225,322,943.00	0.22
6.00% BANCO CENTRAL CHILE 11/21	CLP	6,480,000,000.00	1,381,996,510.00	1.34
6.00% BANCO CENTRAL CHILE 12/22	CLP	12,700,000,000.00	2,715,006,873.00	2.63
6.00% BANCO CENTRAL CHILE 12/22	CLP	4,800,000,000.00	1,035,883,652.00	1.00
6.00% BANCO CENTRAL CHILE 13/23	CLP	980,000,000.00	210,518,052.00	0.20
			8,843,070,862.00	8.57
インドネシア				
5.625% Indonesia 12/23 FR0063 -SR-	IDR	29,862,000,000.00	231,560,357.00	0.22
6.375% Indonesia 12/42 -SR-	IDR	49,750,000,000.00	346,513,111.00	0.34
6.40% Indonesia EXIMBANK 13/16 'B'	IDR	200,000,000,000.00	1,799,408,413.00	1.75

6.625% Indonesia 12/33	IDR	235,000,000,000.00	1,781,733,357.00	1.73
8.25% Indonesia 11/32	IDR	195,000,000,000.00	1,749,052,520.00	1.70
8.375% Indonesia 13/34 FR0068 -SR-	IDR	153,272,000,000.00	1,391,616,654.00	1.35
8.75% Indonesia 13/44 FR0067	IDR	93,799,000,000.00	863,246,058.00	0.84
9.00% Indonesia 13/29 FR71 -SR-	IDR	205,511,000,000.00	1,977,269,587.00	1.92
9.50% Indonesia 07/23 FR0046	IDR	15,000,000,000.00	146,523,257.00	0.14
9.50% Indonesia 10/31 FR0054 -SR-	IDR	20,000,000,000.00	199,414,847.00	0.19
9.50% Indonesia 11/41 -SR-	IDR	31,400,000,000.00	312,449,993.00	0.30
9.75% Indonesia 07/37 FR0045 -SR-	IDR	45,000,000,000.00	458,408,474.00	0.44
10.25% Indonesia 07/22 FR0043 -SR-	IDR	10,000,000,000.00	100,908,253.00	0.10
10.50% Indonesia 09/30 FR0052	IDR	95,067,000,000.00	1,020,695,650.00	0.99
11.00% Indonesia 05/20 FR0031	IDR	30,000,000,000.00	307,043,340.00	0.30
11.60% Indonesia 06/18 FR0038	IDR	10,000,000,000.00	100,420,761.00	0.10
12.80% Indonesia 05/21 FR0034 -SR-	IDR	1,000,000,000.00	11,070,860.00	0.01
			12,797,335,492.00	12.42
マレーシア				
3.314% Malaysia 12/17 S12/0005	MYR	120,814,000.00	3,928,343,364.00	3.81
3.492% Malaysia 12/20 0612	MYR	3,200,000.00	102,721,233.00	0.10
3.502% Malaysia 07/27 S7/0003 -SR-	MYR	45,000,000.00	1,367,875,440.00	1.33
3.58% Malaysia 11/18 S11/0005 -SR-	MYR	105,000,000.00	3,416,525,600.00	3.31
3.844% Malaysia 13/33 S13/0004 -SR-	MYR	3,640,000.00	110,764,010.00	0.11
3.889% Malaysia 13/20 '13/0006' -SR-	MYR	10,000,000.00	326,681,031.00	0.32
4.935% Malaysia 13/43 S13/0007 -SR-	MYR	15,070,000.00	504,574,466.00	0.49
5.248% Malaysia 08/28 S08/0003	MYR	15,000,000.00	535,276,764.00	0.52
			10,292,761,908.00	9.99
メキシコ				
5.00% Mexico 12/17 MXN100	MXN	800,000.00	635,116,714.00	0.62
6.50% Mexico 10/21 MXN100 -SR-	MXN	2,125,000.00	1,732,337,402.00	1.68
6.50% Mexico 11/22 MXN100 -SR-	MXN	4,721,000.00	3,827,688,392.00	3.71
7.50% Mexico 07/27 MXN100 -SR-	MXN	500,000.00	429,582,414.00	0.42
7.75% Mexico 08/17 MXN100 -SR-	MXN	2,125,000.00	1,793,340,631.00	1.74
7.75% Mexico 11/31 MXN100 -SR-	MXN	2,070,000.00	1,810,049,962.00	1.76
8.00% Mexico 03/23 'MXN100' -SR-	MXN	492,000.00	434,647,503.00	0.42
8.00% Mexico 10/20 MXN100	MXN	1,415,000.00	1,233,797,162.00	1.20
8.50% Mexico 09/38 M30 MXN100	MXN	75,000.00	70,153,762.00	0.07
10.00% Mexico 04/24 'M' MXN100	MXN	1,638,000.00	1,642,118,689.00	1.59
10.00% Mexico 06/36 MXN100	MXN	1,594,000.00	1,707,061,999.00	1.66
			15,315,894,630.00	14.87
ニュージーランド				
4.50% New Zealand 14/27 -SR-	NZD	9,640,000.00	863,664,239.00	0.84
5.00% New Zealand 10/19 319 -SR-	NZD	28,710,000.00	2,545,548,741.00	2.47
5.50% New Zealand 11/23 '423' -SR-	NZD	19,710,000.00	1,876,881,260.00	1.82
6.00% New Zealand 05/17 -SR-	NZD	22,750,000.00	2,021,684,402.00	1.96
6.00% New Zealand 08/21 S.521 -SR-	NZD	28,040,000.00	2,673,166,560.00	2.59
			9,980,945,202.00	9.68
ノルウェー				
2.00% Norway 12/23 -SR-	NOK	75,500,000.00	1,210,173,498.00	1.17
3.00% Norway 14/24 '476'	NOK	42,300,000.00	726,289,613.00	0.70
3.75% Norway 10/21	NOK	65,700,000.00	1,162,465,849.00	1.13
4.25% Norway 06/17 -SR-	NOK	56,790,000.00	943,841,869.00	0.92

4.50% Norway 08/19	NOK	62,800,000.00	1,111,032,065.00	1.08
			5,153,802,894.00	5.00
ロシア				
7.00% Russia 13/23 6211	RUB	518,975,000.00	921,520,302.00	0.89
7.05% Russia 13/28 S26212 -SR-	RUB	1,045,360,000.00	1,730,521,537.00	1.68
			2,652,041,839.00	2.57
タイ				
2.55% Thailand M.O.F. 15/20	THB	87,719,000.00	320,252,421.00	0.31
3.45% Thailand M.O.F. 11/19 -SR-	THB	400,000,000.00	1,516,289,599.00	1.47
3.625% Thailand M.O.F. 10/23	THB	150,000,000.00	573,233,674.00	0.56
3.65% Thailand M.O.F. 10/21	THB	301,445,000.00	1,157,929,832.00	1.12
4.26% Thailand M.O.F. 12/37 -SR-S	THB	132,000,000.00	517,148,586.00	0.50
4.675% Thailand M.O.F. 13/44 -SR-	THB	45,850,000.00	188,874,413.00	0.18
			4,273,728,525.00	4.14
合計Ⅰ.			**98,268,572,867.00**	**95.33**
Ⅱ. その他の譲渡性のある有価証券				
債券				
カナダ				
3.50% Canada 09/20 -SR-	CAD	3,390,000.00	375,913,167.00	0.36
			375,913,167.00	0.36
チリ				
3.00% Chile (DUAL CURRENCY)(INF.) 12/22 REG.S	CLP	50,000.00	266,225,224.00	0.26
			266,225,224.00	0.26
債券合計			**642,138,391.00**	**0.62**
ストラクチャード・プロダクト				
インドネシア				
FRN CLN Indonesia FR47 (DT) 02/28	USD	400,000.00	70,735,042.00	0.07
9.75% Indonesia (FR45) 2.1B (HSBC) 07/37	USD	235,294.00	21,545,927.00	0.02
9.75% CLN Indonesia FR45-65 (HSBC) 07/37	USD	2,304,147.00	205,945,895.00	0.20
10.00% CLN Indonesia (FR28) (CITI) 07/17	USD	494,000.00	39,574,376.00	0.04
10.00% CLN Indonesia (FR47) (CITI) 07/28	USD	110,955.00	9,940,327.00	0.01
11.00% CLN Indonesia (FR31) (DB) 07/20	USD	649,999.00	51,741,636.00	0.05
			399,483,203.00	0.39
ストラクチャード・プロダクト合計			**399,483,203.00**	**0.39**
合計Ⅱ.			**1,041,621,594.00**	**1.01**
Ⅲ. 短期金融商品				
ブラジル				
TBI Brazil 01/01/18 -SR- BRL 1000	BRL	10,000.00	288,813,031.00	0.28
			288,813,031.00	0.28
合計Ⅲ.			**288,813,031.00**	**0.28**
投資有価証券合計			**99,599,007,492.00**	**96.60**
現金預金			3,215,048,174.00	3.12
当座借越			(44,821,240.00)	(0.04)
その他の純資産			334,445,291.00	0.32
純資産合計			**103,103,679,717.00**	**100.00**

中間財務書類に対する注記(2015年６月30日現在)(抜粋)

注１－重要な会計方針の要約

ａ）一般事項

当中間財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則および同国において適用される法定の報告要件にしたがい表示されています。

ファンドの目論見書において規定されているとおり、各クラスの受益証券の純資産価格は各取引日において管理会社により算定されます。各サブファンドの取引日は以下のとおりです。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド‐資源国ソブリン・ファンド：ルクセンブルグ、英国および日本の銀行営業日である日

ｂ）各サブファンドの外国通貨換算

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての現金預金、その他の純資産および投資有価証券の時価評価額は、当期間末現在の実勢為替レートでサブファンドの基準通貨に換算されます。

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の実勢為替レートでサブファンドの基準通貨に換算されます。

発生する為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に含まれています。

ｃ）投資有価証券の評価

(１)金融商品取引所に上場されている有価証券または他の規制ある市場で取引されている有価証券は、係る取引所または市場における入手可能な最終の価格で評価されます。有価証券が複数の金融商品取引所または市場で取引されている場合には、係る有価証券の主要市場である金融商品取引所または市場における入手可能な最終の価格により決定されます。

(２)金融商品取引所に上場されていない有価証券または他の規制ある市場で取引されていない有価証券は、入手可能な直近の取引値で評価されます。

(３)取引値が入手できない有価証券または(１)および／または(２)に記載される価格が公正な市場価格を反映していない有価証券は、管理会社の取締役会により合理的に予想される売却価格に基づき、慎重かつ誠実な立場から評価されます。

(４)短期流動資産は、償却原価法で評価されます。

(５)オープンエンド型投資信託の受益証券／投資証券は直近の取得可能な１口当たり純資産価格に基づき評価されます。当該価格が公正価値を表していない場合、取締役会が公正かつ慎重に価格を決定します。

(６)規制市場、ＥＵ域外の金融商品取引所または他の規制のある市場において上場または取引されていない、残存期間が12ヵ月以内の短期金融商品は、額面に経過利息を加えた額で評価され、合計評価額は償却原価法で処理されます。

(７)クレジット・リンク債(「ＣＬＮ」)は、ＣＬＮの発行日から2015年６月30日までの原債券の価格の推移(利含み価格で評価されます)に基づき、ＣＬＮの発行日から2015年６月30日までの(原債券の通貨およびＣＬＮの通貨間の)為替レートの推移を考慮して評価されます。

(８)手元現金または現金預金、要求払債券および手形ならびに未収金、前払費用、宣言されたまたは発生済みであるが未受領の配当金および利息は、額面価額が入手可能でないと考えられる場合を除き、額面価額で評価されます。額面価額が入手可能でないと考えられる場合には、係る評価額は、これらの資産の実質価額を反映するために管理会社の取締役会が判断した金額を控除することにより決定されます。

ｄ）投資有価証券に係る実現純損益

有価証券売却に係る実現損益は、平均原価に基づき計算され、運用計算書および純資産変動計算書に含まれます。

ｅ）組入有価証券の取得原価

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートで計算されます。

ｆ）収益

一般的に配当金は、落ち日に源泉徴収後の金額で計上されます。利息は、発生基準で計上されます。

ｇ）為替予約取引の評価

未決済の為替予約取引から発生する未実現純損益は、評価日において同日現在適用される先渡為替価格を基準に決定されます。

ｈ）取引費用

取引費用は、投資有価証券の購入および売却に関連する各サブファンドにより生じた費用を表します。

これらの費用は、仲介手数料、銀行手数料、税金、預託報酬およびその他の取引費用を含み、2015年６月30日に終了する期間の運用計算書および純資産変動計算書に含まれます。

注２－税金

ａ）年次税

ルクセンブルグにおける現行法規にしたがい、ファンドは、いかなる所得税も課せられません。ファンドは、その純資産に対して、四半期毎に支払われ、各四半期末現在の純資産に基づいて計算される年次税(年率0.05%)を課せられます。係る税金は、機関投資家に受益者が限定されるクラス受益証券に帰属する純資産に関しては、0.01%の料率まで減じられます。ルクセンブルグにおける他の契約型投資信託の受益証券/投資証券に投資される純資産額については、本年次税を免除されます。ただし、係る受益証券/投資証券が既に本年次税を課せられている場合に限ります。

ｂ）その他の税金

いくつかのアジア諸国(例：中国、インドネシア、韓国等)における近時の課税状況、特に譲渡益課税について不確実性が増しており、結果として関連するサブファンドに対して追加的に税金が課される可能性があります。場合によっては数年単位で遡及的に徴税される可能性があり、関連するサブファンドの純資産価格に大きな影響を与えることも考えられます。

注３－管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、各サブファンドの資産から、各サブファンド／クラスに帰属する平均純資産額を基準に以下の比例料率で計算される報酬を受領する権利を有します。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド‐資源国ソブリン・ファンド：

クラスＰ分配型受益証券： 年率0.30%

投資顧問会社への報酬は、管理会社により負担されます。

注４－その他の未払報酬

2015年６月30日現在、その他の未払報酬には、主に保管報酬、管理事務報酬、販売会社報酬および代行協会員報酬が含まれています。

注５－申込手数料および買戻手数料

販売会社に対する申込手数料が、一口当たり純資産額の最高３％で計算され、請求されます。

以下の受益証券には、申込手数料は課せられません。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド‐資源国ソブリン・ファンド　クラスＰ分配型受益証券

各サブファンドの受益証券は、１口当たり純資産額で買戻されます。買戻手数料は課せられません。

一定の状況下において、管理会社は、ファンドの目論見書に定義される「解約留保金」を課すことができます。その場合、解約留保金は、受益証券１口当たり純資産額の２％を超過してはなりません。

注６－為替予約取引

下記の同一の通貨ペアにかかる為替予約取引は合算されています。満期日までの年限が最長の取引のみが表示されています。

2015年６月30日現在、以下の為替予約取引が未決済でした。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド‐資源国ソブリン・ファンド

	購入		売却	満期日
BRL	86,580,000.00	USD	27,608,488.80	2015/07/02
CLP	7,738,000,000.00	USD	12,581,609.34	2015/08/14
IDR	225,212,500,194.00	USD	16,777,127.65	2015/07/13
JPY	106,036,923.00	USD	862,699.43	2015/07/02
MXN	112,784,410.84	USD	7,341,783.43	2015/07/08
MYR	8,000,000.00	USD	2,122,978.29	2015/07/13
RUB	1,142,300,000.00	USD	21,958,312.81	2015/08/24
THB	431,353,332.25	USD	12,726,280.98	2015/07/03
USD	54,285,639.26	BRL	173,160,000.00	2015/08/04
USD	2,430,757.20	CLP	1,500,000,000.00	2015/08/14
USD	5,585,335.62	MXN	85,700,000.00	2015/07/08
USD	3,156,514.41	MYR	11,860,000.00	2015/07/13
USD	2,387,668.82	RUB	132,600,000.00	2015/08/24
USD	4,570,309.33	THB	154,180,892.00	2015/07/03

2015年６月30日現在のこれらの契約に係る未実現純損失は、352,119,888.00円であり、純資産計算書に含まれています。

注７－分配金の支払

2015年１月１日から2015年６月30日までの期間中、以下の分配金が支払われました。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド‐資源国ソブリン・ファンド　クラスＰ分配型受益証券

2015年１月　１口当たり80円
2015年２月　１口当たり80円
2015年３月　１口当たり50円
2015年４月　１口当たり50円
2015年５月　１口当たり50円
2015年６月　１口当たり50円

注８－投資対象売却に係る実現利益／損失の詳細

2015年６月30日に終了した期間の投資対象売却に係る実現利益／損失の詳細は、以下のとおりです。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド‐資源国ソブリン・ファンド

	実現利益	実現損失	実現純利益／(損失)
JPY	1,683,351,502.00	(2,877,896,565.00)	(1,194,545,063.00)

注９－投資有価証券に係る未実現利益／損失の変動の詳細

2015年６月30日に終了した期間の投資対象に係る未実現利益／損失の変動の詳細は、以下のとおりです。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド‐資源国ソブリン・ファンド

	未実現利益の変動	未実現損失の変動	未実現純利益／(損失)の変動
JPY	2,801,313,397.00	(7,349,615,228.00)	(4,548,301,831.00)

「ピクテ‐ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ」の状況

当投資法人は、ルクセンブルグの法律に基づき設立された外国証券投資法人であります。当投資法人は、2015年９月30日付けで、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されており、独立監査人による財務書類の監査を受けております。以下の「純資産計算書」、「運用計算書および純資産変動計算書」ならびに「投資有価証券およびその他の純資産明細表」等は、原文の財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものであり、「ピクテ‐ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ　クラスＩ」を含むすべてのクラスが対象となっております。

ピクテ‐ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ

純資産計算書

2015年９月30日現在

(単位：円)

資産		
投資有価証券取得原価(注１．ｇ)		11,919,200,631.00
投資に係る未実現純利益／損失		-36,011,679.00
投資有価証券時価評価額(注１．ｄ)		11,883,188,952.00
現金預金(注１．ｄ)		843,009,747.00
預金		660,000,000.00
未収利息、純額		26,937,867.00
為替予約取引に係る未実現純利益(注８)		18,060,017.00
		13,431,196,583.00
負債		
未払管理報酬および投資顧問報酬(注３)		635,179.00
未払年次税(注２)		342,154.00
その他の未払報酬(注５)		2,047,878.00
		3,025,211.00
2015年９月30日現在純資産合計		**13,428,171,372.00**
2014年９月30日現在純資産合計		**10,870,887,495.00**
2013年９月30日現在純資産合計		**10,286,722,002.21**

運用計算書および純資産変動計算書

2015年９月30日に終了した期間

(単位：円)

期首現在純資産額		**10,870,887,495.00**
収益		
債券利息、純額(注１．ｈ)		84,136,141.00
預金利息		57,600.00
		84,193,741.00

費用	
管理報酬および投資顧問報酬(注３)	7,476,804.00
保管報酬、銀行手数料および利息	3,091,030.00
専門家報酬、監査費用およびその他の費用	5,546,348.00
サービス報酬(注４)	3,860,830.00
年次税(注２)	1,288,293.00
取引費用(注１．ｊ)	116,805.00
	21,380,110.00
投資純利益	**62,813,631.00**
投資有価証券売却に係る実現純利益／損失(注１．ｆ)	157,853,839.00
外国為替に係る実現純利益／損失	-33,607,777.00
為替予約取引に係る実現純利益／損失	-172,841,259.00
先物取引に係る実現純利益／損失	-130,000.00
実現純利益／損失	**14,088,434.00**
以下に係る未実現純評価利益／損失の変動：	
- 投資有価証券	-142,727,390.00
- 為替予約取引	118,639,715.00
運用による純資産の増加／減少	**-9,999,241.00**
投資証券発行手取額	10,775,895,842.00
投資証券買戻費用	-8,208,566,385.00
分配金支払(注９)	-46,339.00
当期末現在純資産額	**13,428,171,372.00**

投資有価証券およびその他の純資産明細表
2015年９月30日現在
(単位：円)

銘柄	通貨	額面	時価(注１)	純資産に対する比率(%)
Ｉ．公認の金融商品取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
債券				
オーストラリア				
0.89% COMMONWEALTH BANK 11/16 '5'	JPY	400,000,000.00	401,992,000.00	2.99
0.98% ANZ BANKING GROUP 11/16 '6'	JPY	400,000,000.00	401,040,000.00	2.99
1.01% NATIONAL AUSTRALIA BANK 11/16 '5'	JPY	400,000,000.00	401,160,000.00	2.99
			1,204,192,000.00	8.97
デンマーク				
1.00% DLR KREDIT 14/15	DKK	7,000,000.00	126,245,005.00	0.94
2.00% BRFKREDIT 10/15 '321B'	DKK	7,000,000.00	126,242,480.00	0.94
2.00% NORDEA REALKREDIT 10/15 -SR-	DKK	7,000,000.00	126,257,629.00	0.94
2.00% NYKREDIT REALKREDIT 10/15 12H -SR-	DKK	6,000,000.00	108,218,661.00	0.81
			486,963,775.00	3.63
フランス				
0.288% SOCIETE GENERALE 14/16 '4'	JPY	100,000,000.00	100,050,000.00	0.75
0.475% BFCM 13/15 -SR-	JPY	100,000,000.00	100,012,500.00	0.74
0.53% BNP PARIBAS 13/16 '4'	JPY	200,000,000.00	200,536,000.00	1.49
			400,598,500.00	2.98
日本				

0.10% JAPAN N°323 13/15	JPY	1,000,000,000.00	1,000,035,000.00	7.45
			1,000,035,000.00	7.45
韓国				
0.40% EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA 14/16 '12'	JPY	200,000,000.00	200,035,000.00	1.49
0.43% KOREA DEVELOPMENT BANK 14/16 '44'	JPY	100,000,000.00	100,061,000.00	0.75
2.875% KOREA NATIONAL OIL 10/15 -SR-S	USD	2,000,000.00	240,403,949.00	1.79
3.00% KOREA ELECTRIC POWER 10/15 T2 -SR-S	USD	900,000.00	107,954,579.00	0.80
4.50% HANA BANK 10/15 TR.2 -SR-S	USD	2,000,000.00	240,562,250.00	1.79
			889,016,778.00	6.62
イギリス				
2.07% LLOYDS BANK 11/16 '5'	JPY	300,000,000.00	303,681,000.00	2.26
			303,681,000.00	2.26
アメリカ合衆国				
1.80% PFIZER 06/16	JPY	100,000,000.00	100,651,000.00	0.75
5.25% GOLDMAN SACHS 05/15 -SR-S	GBP	409,000.00	74,875,783.00	0.56
			175,526,783.00	1.31
合計Ⅰ.			**4,460,013,836.00**	**33.22**
Ⅱ. その他の譲渡可能な有価証券				
債券				
フランス				
0.502% BPCE 13/15 '3'	JPY	200,000,000.00	200,136,000.00	1.49
			200,136,000.00	1.49
オランダ				
0.563% RABOBANK NEDERLAND 11/15 '17'	JPY	200,000,000.00	200,070,000.00	1.49
			200,070,000.00	1.49
韓国				
0.38% KOREA FINANCE 14/15 '5' -SR-	JPY	200,000,000.00	200,033,000.00	1.49
			200,033,000.00	1.49
合計Ⅱ.			**600,239,000.00**	**4.47**
Ⅲ. 短期金融商品				
ベルギー				
C. PAP. ENI FINANCE INTERNATIONAL 18/12/15	EUR	2,000,000.00	269,092,094.00	2.00
C. PAP. ENI FINANCE INTERNATIONAL 30/09/15	EUR	2,000,000.00	269,099,602.00	2.00
			538,191,696.00	4.00
ドイツ				
C. PAP. DGZ DEKABANK DEUTSCHE 15/04/16	EUR	2,000,000.00	268,892,368.00	2.00
			268,892,368.00	2.00
香港				
CD AGRICULTURAL BANK OF CHINA HONG KONG 30/09/15	USD	1,000,000.00	119,924,948.00	0.89
CD CHINA CONSTRUCTION BANK 11/12/15	USD	2,000,000.00	239,694,665.00	1.79
			359,619,613.00	2.68
日本				
TBI JAPAN 05/10/15 '542'	JPY	220,000,000.00	220,000,000.00	1.64
TBI JAPAN 16/11/15 '551'	JPY	600,000,000.00	600,000,000.00	4.47
TBI JAPAN 19/10/15 '546'	JPY	1,810,000,000.00	1,810,000,000.00	13.48
TBI JAPAN 30/11/15 '554'	JPY	1,000,000,000.00	1,000,010,000.00	7.45
			3,630,010,000.00	27.04
ルクセンブルグ				
C. PAP. DH EUROPE FINANCE 07/12/15	EUR	1,800,000.00	242,153,265.00	1.80
C. PAP. ZHENG HE FINANCE 10/11/15	USD	1,500,000.00	179,788,106.00	1.34

			421,941,371.00	3.14
オランダ				
CD ING BANK 03/12/15	EUR	2,000,000.00	269,088,623.00	2.00
			269,088,623.00	2.00
カタール				
CD QATAR NATIONAL BANK (UK) 30/08/16	CHF	2,000,000.00	247,138,197.00	1.84
			247,138,197.00	1.84
スウェーデン				
C. PAP. SWEDBANK 10/12/15	SEK	17,000,000.00	242,670,633.00	1.81
			242,670,633.00	1.81
イギリス				
C. PAP. AVIVA 16/11/15	EUR	1,500,000.00	201,828,072.00	1.50
C. PAP. LEGAL & GENERAL FINANCE 13/11/15	EUR	2,000,000.00	269,089,484.00	2.00
CD BANK OF CHINA (LONDON) 11/03/16	EUR	1,000,000.00	134,641,779.00	1.00
CD SHINHAN BANK LONDON 16/10/15	USD	2,000,000.00	239,824,280.00	1.79
			845,383,615.00	6.29
合計Ⅲ.			**6,822,936,116.00**	**50.80**
投資有価証券合計			**11,883,188,952.00**	**88.49**
現金預金			843,009,747.00	6.28
預金			660,000,000.00	4.92
その他の純資産			41,972,673.00	0.31
純資産合計			**13,428,171,372.00**	**100.00**

財務書類に対する注記(2015年９月30日現在)(抜粋)

注１－重要な会計方針の要約

ａ）一般事項

当財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に関し一般的に採用される会計原則および適用される法定の報告要件にしたがい作成されています。

ｂ）創立費

創立費は、５年を最大とする期間にわたり償却されます。

ｃ）各サブファンドの外国通貨換算

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての現金預金、その他の純資産および投資有価証券の時価評価額は、期末現在の実勢為替レートでサブファンドの基準通貨に換算されます。

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日に適用される為替レートでサブファンドの基準通貨に換算されます。

発生する為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に含まれています。

ｄ）各サブファンドの資産の評価

１．公認の金融商品取引所または他の規制ある市場に上場されている有価証券は、相場が反映されている直近の知りうる価格で評価されます。

２．上記の金融商品取引所または規制ある市場に上場されていない有価証券および直近の知りうる価格が相場を反映していない有価証券は予想される売却価格に基づき、取締役会により慎重かつ誠実に評価されます。

３．金融商品取引所または規制ある市場に上場されていない企業の評価は、直近の年次財務諸表、当該証券の評価に影響を与える事実その他の方法に基づき取締役会により誠実に提案される評価方法で行われます。評価方法の選択は取得データの妥当性によります。また、監査が行われない中間財務諸表に基づき補正されることがあります。評価価格が可能性の高い売却価格を反映していないと取締役会が判断した場合、可能性が高い売却価格に基づき、慎重かつ誠実に評価されます。

４．金融商品取引所または他の規制ある市場で取引される先渡契約(先物および先渡)およびオプション契約は、終値もしくは当該取引所または市場により公表される決済価格で評価されます。金融商品取引所または他の規制ある市場で取引されていない先渡契約およびオプション契約は、各契約毎に設定された統一基準を遵守しつつ、取締役会により誠実に決定された規定にしたがった清算価格で評価されます。

５．オープンエンド型投資信託の受益証券／投資証券は以下により評価されます。

- **直近の取得可能な１口当たり純資産価格**

- 推定される直近の１口当たり純資産価格

６．未決済の為替予約取引から発生する未実現損益は、評価日において同日現在適用される先渡為替価格を基準に決定され、純資産計算書に含まれます。

７．現預金、一覧払手形、未収入金、前払費用、未収配当金・利息は額面で評価されます。ただし、受取金額の不確性が高い場合は、取締役会が実態を反映していると判断する額を減じて評価されます。

取締役会が必要と認める場合、特定の証券を慎重かつ誠実に評価することが委任される評価委員会を設置することがあります。

取締役会は上記の基準を用いることが不可能または不適切であるサブファンドの資産において他の適切な評価原則を適用する権限を有します。

ｅ）特定のサブファンドにおける特有の評価

ショートターム・マネー・マーケットにおいて、未上場の有価証券は「モデル評価」方式で評価されます。この計算ではリスクフリー・レートとの利回り格差が考慮されます。市場の相場がある有価証券は「時価評価」方式で評価されます。

ｆ）投資有価証券に係る実現純損益

有価証券売却に係る実現損益は、平均原価に基づき計算されます。

ｇ）組入有価証券の取得原価

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートで計算されます。

ｈ）収益

配当金は落ち日に計上され、利息は、発生主義で計上されます。

ｉ）期末の純資産価額

2015年９月30日付の各サブファンドの正式な純資産価額(取得申込と買戻しに使用される)および財務書類に表示されている純資産価額は、同日における直近の入手可能な組入資産の価格による評価に基づき決定されました。

米国および欧州の市場で取引されているサブファンドの資産について、純資産の計算時において考慮される直近の価格は、2015年９月29日の最終取引価格でした。

ｊ）取引費用

取引費用は、投資有価証券の購入および売却に関連する各サブファンドにより生じた費用を表します。

これらの費用は、仲介手数料に加え、銀行手数料、税金、預託報酬およびその他の取引費用を含み、かつ、運用計算書および純資産変動計算書に含められ、2015年９月30日に終了する年度を対象とします。

注２－年次税

ルクセンブルグにおける現行法規にしたがい、ファンドには、利子・配当収益または売買益に対するいかなるルクセンブルグの所得税またはその他の税は課せられません。しかしながら、ファンドの純資産には、四半期毎に支払われ、各四半期末現在の純資産に基づいて計算される年率0.05%の年次税が課せられます。ただし、本年次税は機関投資家に受益者が限定されるクラス投資証券ならびに短期金融商品および預金に投資するサブファンドに帰属する純資産に関しては、0.01%の料率まで減じられます。

以下のサブファンドは年次税が免除されます。

(ｉ)その証券が一以上の定期的に取引が行われる金融商品取引所または他の規制ある市場において上場または取引されているもの

(ⅱ)その証券の唯一の目的が一以上の指数のパフォーマンスと連動することとしているもの

複数の資産クラスに投資するサブファンドの場合、(ｉ)の要件を満たすクラスのみ免除されます。

また、ルクセンブルグにおける他の投資信託の受益証券／投資証券に投資される純資産額については、本年次税が免除されます。これは、係る受益証券／投資証券が既に本年次税が課せられている場合に限ります。

注３－管理報酬および投資顧問報酬

ファンドは管理業務を管理会社に委託しており、管理会社は各サブファンドの運用を一以上の投資顧問会社に委任しています。

ファンドの最新の目論見書の付属文書に規定されているとおり、管理会社の事前承認を条件に、投資顧問会社は特定のサブファンドの管理の全部または一部を行わせるために一以上の副投資顧問会社(ピクテ・グループであるかは問わない)を任命することができます。

管理会社はピクテ・グループ内外の一以上の投資助言会社からファンドのための投資機会について助言を受けることができます。

管理会社は、投資顧問会社、投資助言会社および販売会社に報酬を支払う目的で各サブファンドから管理報酬を受け取ります。当該報酬は各サブファンド毎、各クラス毎に課せられ、その純資産総額に対して比例料率で算出されます。

2015年９月30日に終了する年度に適用される報酬率の上限は以下のとおりです。

	クラスＩ/ＩＳ(上限)	クラスＪ(上限)	クラスＰ(上限)	クラスＲ(上限)	クラスＺ(上限)
ピクテ‐ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ	0.15%	0.10%	0.30%	0.60%	0.00%

注４－サービス報酬

各サブファンドの平均純資産価額に基づき計算される年間のサービス報酬は、管理会社との契約に基づき、ファンドに提供されるサービスの対価として、支払われます。この報酬は、管理会社によりその名義書換事務代行、管理事務代行、支払事務代行の業務を行うファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイへの対価として支払われます。
2015年９月30日に終了する年度に適用される報酬率の上限は以下のとおりです。

	ヘッジなし証券(上限)	ヘッジ証券(上限)
ピクテ‐ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ	0.10%	-

注５－その他の未払報酬

2015年９月30日現在、その他の未払報酬には、主に保管報酬およびサービス報酬が含まれています。

注６－申込手数料、買戻手数料ならびに転換手数料

各サブファンド(またはサブクラス)の投資証券の発行価格は、申込日の翌計算日における当該サブファンドの各投資証券(または各サブクラスの投資証券)の純資産額です。
当該サブファンドの１口当たり純資産額の５％以下の仲介手数料が仲介業者ならびに販売業者の報酬として発行価格に加算されます。これらの手数料はサブクラスによって異なります。
各サブファンド(またはサブクラス)の投資証券の買戻価格は、申込日の翌計算日における当該サブファンドの各投資証券(または各サブクラスの投資証券)の純資産額です。
当金額は仲介業者ならびに販売業者に支払われる１口当たり純資産額の３％以下の仲介手数料により減額される場合があります。当手数料はサブクラスによって異なります。
取締役会には一定の場合に１口当たり純資産の最大２％の「解約留保金」を発行価格、買戻価格および転換価格に適用する権限があります。解約留保金は当該評価日におけるすべての受益者に等しく課されます。
取締役会は直近の目論見書の「純資産額の計算」の章に記載のとおり純資産額の修正を行う権限を有しています。

注７－先渡取引

2015年９月30日現在、以下の先渡取引が未決済でした。
ピクテ‐ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ

		満期日	通貨	残高(円)
売却	25.00契約　JAPAN 3M EURO JPY	2015/12/14	JPY	-625,000,000.00

注８－為替予約取引

下記の同一の通貨ペアにかかる為替予約取引は合算されています。満期日までの年限が最長の取引のみが表示されています。
2015年９月30日現在、以下の為替予約取引が未決済でした。
ピクテ‐ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ

購入		売却		満期日
JPY	253,202,366.00	CHF	2,000,000.00	2016/08/30
JPY	1,661,877,732.00	EUR	12,300,000.00	2016/04/15
JPY	83,637,353.00	GBP	430,472.50	2015/12/15
JPY	258,185,154.00	SEK	17,000,000.00	2015/12/10
JPY	1,241,744,694.00	USD	10,487,250.00	2015/12/11

2015年９月30日現在のこれらの契約に係る未実現純利益は、18,060,017.00円であり、純資産計算書に含まれています。

注９－分配金支払

2014年12月３日、投資主総会にて分配金は以下のように決定されました。
ピクテ‐ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ　クラスＰdy投資証券　１口当たり56.10円
分配金は2014年12月４日を落ち日、2014年12月11日を支払日として支払われました。

注10－店頭デリバティブ商品に係る担保

店頭デリバティブ商品(CFD、オプション、スワップおよびCDS)の取引において、サブファンドは取引の相手方から証拠金を受け入れています。

2015年９月30日現在、サブファンドは証拠金として以下の金額を受け入れています。

サブファンド	通貨	証拠金額
ピクテ－ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ	JPY	36,834,769.00円

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成27年12月30日現在です。

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	281,947,111円
Ⅱ　負債総額	137,143円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	281,809,968円
Ⅳ　発行済口数	306,232,163口
Ⅴ　１万口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	9,202円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　名義書換について

該当事項はありません。

２　受益者等に対する特典

該当事項はありません。

３　受益権の譲渡

(１)受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(２)(１)の申請のある場合には、(１)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(１)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(３)(１)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

４　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

５　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

６　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

７　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(１)資本金の額

平成28年１月末日現在：２億円

委託会社が発行する株式の総数：10,000株

発行済株式総数：800株

最近５年間における資本金の額の増減はありません。

(２)委託会社の機構

①　経営の意思決定機構

株主総会で選任された取締役および監査役で構成される取締役会が設置されています。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を含む企業運営方針を決定し、取締役の職務の執行を監督します。また、取締役会の定めた経営方針・経営計画に基づく業務執行の意思決定(取締役会の専権事項を除く。)を行う機関として、取締役会で選任された経営会議メンバーで構成される経営会議が設置されています。代表取締役は経営会議メンバーの業務を統括し、指揮監督します。

②　投資運用の意思決定機構

資産運用部、プロダクト・マネジメント部および法務コンプライアンス部の代表者を主要メンバーとして構成される投資政策委員会において、投資政策の審議・決定ならびにその運用の成果および投資政策との関連での妥当性を分析します。投資政策委員会において決定された信託財産の投資政策に基づき、資産運用部門が運用の指図を行います。運用の指図に関する権限を外部の投資顧問会社に委託することまたは外部の投資顧問会社からの助言を受けることがあります。・

２【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業の一部および付随業務の一部を行っています。

平成28年１月末日現在、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額は次のとおりです(ただし、マザーファンドを除きます)。

種類※				本数	純資産総額(円)
追加型投資信託	国内	株式		7	15,163,233,943
	海外	株式	―	10	395,033,357,472
			インデックス型	2	644,611,913
		債券		15	120,794,335,961
	内外	株式		18	915,711,436,196
		債券		7	30,089,977,296
		資産複合		15	99,573,948,158
単位型投資信託	海外	債券		1	9,917,683,842
	内外	株式		1	1,411,745,272
		資産複合		1	3,367,551,009
合計				77	1,591,707,881,062

※種類は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

3【委託会社等の経理状況】

(１)財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の財務諸表及び中間財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(２)監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第30期事業年度(平成26年１月１日から平成26年12月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第31期事業年度の中間会計期間(平成27年１月１日から平成27年６月30日まで)の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		第29期 (平成25年12月31日現在)	第30期 (平成26年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		2,254,479	3,107,792
前払費用		32,617	54,104
未収委託者報酬		1,106,455	1,508,976
未収収益		115,522	115,412
繰延税金資産		243,653	351,591
その他		5,120	19,732
流動資産計		3,757,849	5,157,609
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備	※１	145,729	232,534
器具備品	※１	43,207	69,665
有形固定資産合計		188,936	302,199
無形固定資産			
ソフトウェア		109,622	58,177
その他		831	831
無形固定資産合計		110,454	59,009
投資その他の資産			
投資有価証券		3,198	7,432
長期差入保証金		220,626	283,788
繰延税金資産		461,171	465,029

投資その他の資産合計	684,996	756,250
固定資産計	984,388	1,117,458
資産合計	4,742,237	6,275,068

(単位：千円)

	第29期 (平成25年12月31日現在)	第30期 (平成26年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	24,437	32,149
未払金		
未払手数料	681,058	945,574
その他未払金	324,507	351,772
未払法人税等	393,266	408,490
賞与引当金	502,467	850,541
その他	92,842	161,331
流動負債合計	2,018,579	2,749,859
固定負債		
退職給付引当金	1,232,890	1,249,377
役員退職慰労引当金	349,194	345,886
資産除去債務	52,845	80,164
固定負債合計	1,634,930	1,675,428
負債合計	3,653,510	4,425,287
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金	50,000	50,000
その他利益剰余金	838,603	1,598,272
利益剰余金合計	888,603	1,648,272
株主資本合計	1,088,603	1,848,272
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	123	1,508
評価・換算差額等合計	123	1,508
純資産合計	1,088,726	1,849,780
負債・純資産合計	4,742,237	6,275,068

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第29期 (自　平成25年１月１日 至　平成25年12月31日)	第30期 (自　平成26年１月１日 至　平成26年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	16,565,321	18,064,748

その他営業収益	417,705	427,845
営業収益計	16,983,026	18,492,594
営業費用		
支払手数料	10,539,856	11,767,215
広告宣伝費	208,856	352,129
調査費		
調査費	124,867	120,817
委託調査費	687,966	610,852
委託計算費	234,138	330,875
営業雑経費		
通信費	55,949	60,601
印刷費	360,785	370,661
諸会費	12,208	13,261
図書費	1,878	2,253
諸経費	3,520	4,120
営業費用計	12,230,028	13,632,787
一般管理費		
給料		
役員報酬	61,628	83,699
給料・手当	1,580,269	1,557,318
役員賞与	166,004	194,274
賞与	46,715	18,415
賞与引当金繰入	502,467	850,541
旅費交通費	125,323	139,707
租税公課	23,362	24,290
不動産賃借料	228,757	241,420
退職給付費用	190,892	58,939
役員退職慰労引当金繰入	12,165	△3,308
固定資産減価償却費	135,524	86,509
消耗器具備品費	23,934	21,796
人材採用費	21,542	31,535
修繕維持費	89,508	77,017
諸経費	184,925	123,847
一般管理費計	3,393,022	3,506,005
営業利益	1,359,976	1,353,801
営業外収益		
受取利息	4	4
その他	2,340	1,447
営業外収益計	2,344	1,451
営業外費用		
支払手数料	18,771	18,739
その他	3,894	387
営業外費用計	22,666	19,127
経常利益	1,339,654	1,336,126
特別利益		

その他		1,223	-
特別利益計		1,223	-
特別損失			
固定資産除却損	※1	1,273	17,759
その他		6,551	-
特別損失計		7,825	17,759
税引前当期純利益		1,333,052	1,318,366
法人税、住民税及び事業税		560,847	671,342
法人税等調整額		△30,229	△112,646
法人税等合計		530,618	558,696
当期純利益		802,434	759,669

(3)【株主資本等変動計算書】

第29期(自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	200,000	50,000	4,536,169	4,586,169	4,786,169	-	-	4,786,169
当期変動額								
剰余金の配当			△4,500,000	△4,500,000	△4,500,000			△4,500,000
当期純利益			802,434	802,434	802,434			802,434
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						123	123	123
当期変動額合計	-	-	△3,697,566	△3,697,566	△3,697,566	123	123	△3,697,443
当期末残高	200,000	50,000	838,603	888,603	1,088,603	123	123	1,088,726

第30期(自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	200,000	50,000	838,603	888,603	1,088,603	123	123	1,088,726
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益			759,669	759,669	759,669			759,669
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						1,384	1,384	1,384

当期変動額合計	-	-	759,669	759,669	759,669	1,384	1,384	761,052
当期末残高	200,000	50,000	1,598,272	1,648,272	1,848,272	1,508	1,508	1,849,780

重要な会計方針

区分	第29期 自　平成25年１月１日 至　平成25年12月31日	第30期 自　平成26年１月１日 至　平成26年12月31日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	(１)その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。	(１)その他有価証券 時価のあるもの 同左
２．固定資産の減価償却の方法	(１)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法により償却しております。 (２)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法により償却しております。	(１)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 (２)無形固定資産(リース資産を除く) 同左
３．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
４．引当金の計上基準	(１)貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。 貸倒懸念債権等はありません。 (２)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (３)退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。 (４)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当事業年度末における退職給付の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。	(１)貸倒引当金 同左 (２)賞与引当金 同左 (３)退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。 (４)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当事業年度末における退職給付の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(１)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(１)消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更等

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
当社は、有形固定資産の償却方法につきまして、従来、定率法によっておりましたが、当事業年度から将来にわたり定額法に変更しております。
この変更は、西日本エリアへの営業の強化を目的とする重要な設備投資が行われたことを契機に有形固定資産の使用状況の見直しを行った結果、有形固定資産は使用期間にわたって安定的な使用が見込まれることから、定額法による費用配分がより適切であると判断したこと、また、当社グループは減価償却方法について定額法を採用しており、当社グループ内で会計方針を統一することを目的として、変更したものであります。
この変更により、従来の方法によった場合と比較して、当事業年度の減価償却費は16,619千円減少しています。そのため、営業利益及び経常利益が16,619千円増加し、税引前当期純利益が16,295千円増加しています。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年５月17日。以下「退職給付適用指針」という。)

(１)概要
退職給付債務及び勤務費用の計算方法(退職給付見込額の帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法の改正等)、並びに開示の拡充等について改正されました。

(２)適用予定日
退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年12月期の期首から適用します。
なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

(３)当該会計基準等の適用による影響
退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法について期間定額基準から給付算定式基準に変更することにより翌事業年度期首の繰延税金資産は34,815千円減少し、退職給付引当金は97,686千円減少し、繰越利益剰余金は62,870千円増加する見込みです。なお、勤務費用の計算方法が変更されることによる損益計算書に与える影響は軽微となる見込みです。

表示方法の変更

「退職給付会計基準」及び「退職給付適用指針」を当事業年度より適用し、(退職給付関係)注記の表示方法を変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、(退職給付関係)の注記の組替えは行っておりません。

注記事項

(貸借対照表関係)

第29期 平成25年12月31日現在		第30期 平成26年12月31日現在	
※１　有形固定資産の減価償却累計額		※１　有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	202,184千円	建物付属設備	210,059千円
器具備品	253,238千円	器具備品	264,294千円

(損益計算書関係)

第29期 自　平成25年１月１日 至　平成25年12月31日		第30期 自　平成26年１月１日 至　平成26年12月31日	
※１　固定資産除却損は次のとおりであります。		※１　固定資産除却損は次のとおりであります。	
建物付属設備	1,071千円	建物付属設備	17,348千円

器具備品	202千円	器具備品	411千円

(株主資本等変動計算書関係)

第29期(自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第29期事業年度期首株式数(株)	第29期事業年度増加株式数(株)	第29期事業年度減少株式数(株)	第29期事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

２．配当に関する事項

(１)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額(千円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年９月10日臨時株主総会	普通株式	4,500,000	利益剰余金	5,625,000	平成24年12月31日	平成25年９月17日

(２)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第30期(自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第30期事業年度期首株式数(株)	第30期事業年度増加株式数(株)	第30期事業年度減少株式数(株)	第30期事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

２．配当に関する事項

(１)配当金支払額

該当事項はありません。

(２)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第29期(自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日)

１．ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	218,620千円
１年超	258,331千円

合計	476,951千円

第30期(自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日)

１．ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	282,782千円
１年超	149,161千円
合計	431,944千円

(金融商品に関する注記)

第29期(自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

(１)金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(普通預金、定期預金又は信託預金)で運用しております。

(２)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものと海外にある当社のグループ銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっていますので金融機関が破たんした場合でもその元本は全額保護されます。グループ銀行に預け入れている預金は、グループ銀行の破たんによる信用リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

(３)金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

２．金融商品の時価等に関する事項

(１)平成25年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	2,254,479	2,254,479	-
未収委託者報酬	1,106,455	1,106,455	-
未払手数料	681,058	681,058	-
その他未払金	324,507	324,507	-

(２)金融商品の時価の算定方法

当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

(３)金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金・預金	2,254,479	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,106,455	-	-	-	-	-

第30期(自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

(１)金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(普通預金、定期預金又は信託預金)で運用しております。

(２)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものと海外にある当社のグループ銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっていますので金融機関が破たんした場合でもその元本は全額保護されます。グループ銀行に預け入れている預金は、グループ銀行の破たんによる信用リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

(３)金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

２．金融商品の時価等に関する事項

(１)平成26年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,107,792	3,107,792	-
未収委託者報酬	1,508,976	1,508,976	-
未払手数料	945,574	945,574	-
その他未払金	351,772	351,772	-

(２)金融商品の時価の算定方法

当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

(３)金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金・預金	3,107,792	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,508,976	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

第29期(平成25年12月31日現在)

１．その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	2,000	2,202	202
	小計	2,000	2,202	202
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,000	996	△3
	小計	1,000	996	△3
合計		3,000	3,198	198

２．当事業年度中に売却されたその他有価証券(自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日)

該当事項はありません。

第30期(平成26年12月31日現在)

１．その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	5,000	7,432	2,432
	小計	5,000	7,432	2,432
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		5,000	7,432	2,432

２．当事業年度中に売却されたその他有価証券(自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第29期(自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

第30期(自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

区分	第29期 (平成25年12月31日現在)	
１．採用している退職給付制度の概要	当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	
２．退職給付債務に関する事項	(１)退職給付債務	1,232,890千円
	(２)退職給付引当金	1,232,890千円
３．退職給付費用に関する事項	退職給付費用	190,892千円
	(１)勤務費用	202,830千円
	(２)利息費用	9,418千円
	(３)数理計算上の差異の費用処理額	△21,356千円

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	(１)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
	(２)割引率	0.61%
	(３)数理計算上の差異の処理年数	発生年度に全額損益処理しております。

第30期(自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

２．退職一時金制度

(１)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,232,890
勤務費用	197,573
利息費用	7,028
数理計算上の差異の発生額	△145,661
退職給付の支払額	△42,452
退職給付債務の期末残高	1,249,377

(２)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	1,249,377
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,249,377

退職給付引当金	1,249,377
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,249,377

(３)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	197,573
利息費用	7,028
数理計算上の差異の費用処理額	△145,661
退職一時金制度に係る退職給付費用	58,939

(４)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　　0.8%

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

区分	第29期 (平成25年12月31日)	第30期 (平成26年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	564,332千円	568,552千円
未払事業税否認	31,863千円	28,331千円
賞与引当金損金算入限度超過額	190,988千円	320,560千円
資産除去債務	17,708千円	17,611千円
その他	24,461千円	6,687千円
繰延税金資産小計	829,352千円	941,742千円
評価性引当額	△124,452千円	△124,196千円
繰延税金資産合計	704,900千円	817,545千円

繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	75千円	924千円
繰延税金負債小計	75千円	924千円
繰延税金資産合計(純額)	704,825千円	816,621千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第29期 (平成25年12月31日)		第30期 (平成26年12月31日)	
法定実効税率	38.0%	法定実効税率	38.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	1.4%	交際費等永久に損金算入されない項目	1.8%
評価性引当金	0.3%	評価性引当金	△0.1%
法人税率の変更等による影響	△4.4%	法人税率の変更等による影響	1.8%
その他	4.5%	その他	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.8%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.4%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

第30期(平成26年12月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が23,375千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

第29期(平成25年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

(１)東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

(２)大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

２．当該資産除去債務の金額と算定方法

(１)東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(２)大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	52,262千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
時の経過による調整額	583千円
当事業年度末残高	52,845千円

第30期(平成26年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

(１)東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

(２)大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

２．当該資産除去債務の金額と算定方法

(１)東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。増床部分は使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.53%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(２)大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	52,845千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	30,762千円
時の経過による調整額	696千円
資産除去債務の履行による減少額	△4,139千円
当事業年度末残高	80,164千円

(セグメント情報等)

第29期(自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

２．関連情報

(１)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	16,565,321千円	318,582千円	99,123千円	16,983,026千円

(２)地域ごとの情報

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(３)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

第30期(自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

２．関連情報

(１)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	18,064,748千円	276,070千円	151,775千円	18,492,594千円

(２)地域ごとの情報

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(３)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引関係)

第29期(自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日)

１．関連当事者との取引

(１)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネージメントエスエー	スイス,ジュネーブ	CHF10,000,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約	運用手数料の支払(注１)	344,155	未払金	23,993
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネージメントリミテッド	英国,ロンドン	GBP959,789	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注１)	310,210	未払金	71,593
							翻訳事務手数料の受取(注２)	3,542	未収収益	3,542
同一の親会社を持つ会社	ピクテアンド シー(ヨーロッパ)エスエー	ルクセンブルグ	CHF100,000,000	銀行	―	現金の預入	現金の引出	1,762,551	現金・預金	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテファンズ(ヨーロッパ)エスエー	ルクセンブルグ	CHF8,750,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供 役員の兼任	運用手数料の支払(注１)	33,600	未払金	3,272
							翻訳事務手数料の受取(注２)	249	未収収益	249
同一の親会社を持つ会社	ピクテグローバルセレクションファンドマネージメントエスエー	ルクセンブルグ	CHF650,000	資産運用会社	―	投資運用に関するサービスの提供	翻訳事務手数料の受取(注２)	9,314	未収収益	9,314

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)運用手数料の支払いについてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注２)翻訳事務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(１)親会社情報

ピクテ　アジア　プライベート　リミテッド(非上場)

(２)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第30期(自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日)

１．関連当事者との取引

(１)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ピクテ アンド シー グループ エスシーエー	スイス，ジュネーブ	CHF148,500,000	グループ管理会社	間接100%	グループ会社管理に関するサービスの提供	コーディネーション手数料の支払(注１)	129,938	未払金	-

(２)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセットマネージメント エスエー	スイス，ジュネーブ	CHF11,000,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注２)	343,461	未払金	29,243
							翻訳事務手数料の受取(注３)	1,668	未収収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセットマネージメント リミテッド	英国，ロンドン	GBP13,250,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注２)	232,377	未払金	61,091
							翻訳事務手数料の受取(注３)	1,228	未収収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテ ファンズ(ヨーロッパ) エスエー	ルクセンブルグ	CHF8,750,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供 役員の兼任	運用手数料の支払(注２)	35,013	未払金	9,230
							翻訳事務手数料の受取(注３)	18,661	未収収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテ グローバル セレクション ファンド マネージメント エスエー	ルクセンブルグ	CHF650,000	資産運用会社	―	投資運用に関するサービスの提供	翻訳事務手数料の受取(注３)	5,239	未収収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセットマネージメント(ホンコン) リミテッド	香港	HKD30,000,000	資産運用会社	―	投資運用に関するサービスの提供	トレーディング手数料の支払(注４)	17,343	未払金	5,255

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)コーディネーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注２)運用手数料についてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注３)翻訳事務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注４)トレーディング手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(１)親会社情報

ピクテ　アンド　シー　グループ　エスシーエー(非上場)

ピクテ　アセット　マネージメント　エスエー(非上場)
ピクテ　アジア　プライベート　リミテッド(非上場)

(２)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(１株当たり情報)

第29期事業年度 自　平成25年１月１日 至　平成25年12月31日		第30期事業年度 自　平成26年１月１日 至　平成26年12月31日	
１株当たり純資産額	1,360,908円72銭	１株当たり純資産額	2,312,226円13銭
１株当たり当期純利益	1,003,043円08銭	１株当たり当期純利益	949,586円25銭
損益計算書上当期純利益	802,434千円	損益計算書上当期純利益	759,669千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益	802,434千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益	759,669千円
差額	―	差額	―
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	800株	普通株式	800株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(１)中間貸借対照表

(単位：千円)

		第31期中間会計期間末 平成27年６月30日
資産の部		
流動資産		
現金・預金		2,250,762
未収委託者報酬		1,573,975
未収収益		140,510
繰延税金資産		138,244
その他		176,109
流動資産合計		4,279,601
固定資産		
有形固定資産	※１	343,328
無形固定資産		49,689
投資その他の資産		
投資有価証券		9,783
長期差入保証金		283,788
繰延税金資産		398,720

投資その他の資産合計		692,293
固定資産合計		1,085,311
資産合計		5,364,913
負債の部		
流動負債		
未払金		1,374,356
未払法人税等		287,644
賞与引当金		275,062
その他	※２	163,005
流動負債合計		2,100,069
固定負債		
退職給付引当金		51,428
役員退職慰労引当金		314,872
資産除去債務		80,537
固定負債合計		446,839
負債合計		2,546,908
純資産の部		
株主資本		
資本金		200,000
利益剰余金		
利益準備金		50,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		2,566,209
利益剰余金合計		2,616,209
株主資本合計		2,816,209
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,795
評価・換算差額等合計		1,795
純資産合計		2,818,004
負債純資産合計		5,364,913

(２)中間損益計算書

(単位：千円)

		第31期中間会計期間 自　平成27年１月１日 至　平成27年６月30日
営業収益		
委託者報酬		11,055,374
その他営業収益		256,600
営業収益計		11,311,975
営業費用及び一般管理費	※１	9,780,710
営業利益		1,531,265
営業外収益		872
営業外費用		10,368
経常利益		1,521,770

特別損失	6,495
税引前中間純利益	1,515,274
法人税、住民税及び事業税	267,613
法人税等調整額	279,724
中間純利益	967,936

(３)中間株主資本等変動計算書

第31期中間会計期間(自　平成27年１月１日　至　平成27年６月30日)

(単位:千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	200,000	50,000	1,598,272	1,648,272	1,848,272	1,508	1,508	1,849,780
当中間期変動額								
中間純利益			967,936	967,936	967,936			967,936
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						287	287	287
当中間期変動額合計	－	－	967,936	967,936	967,936	287	287	968,223
当中間期末残高	200,000	50,000	2,566,209	2,616,209	2,816,209	1,795	1,795	2,818,004

重要な会計方針

区分	第31期中間会計期間 自　平成27年１月１日 至　平成27年６月30日
１．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (１)その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
２．固定資産の減価償却の方法	(１)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 (２)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法により償却しております。
３．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．引当金の計上基準	(１)貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。 (２)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (３)退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。 (４)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
５．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(１)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更等

(退職給付に関する会計基準等の適用)
「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年５月17日。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。)を当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。
当該変更が退職給付債務の金額に与える影響は軽微であります。また、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益への影響も軽微であります。
なお、当中間会計期間の１株当たり純資産額及び１株当たり中間純利益金額に対する影響額は、軽微であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

区分	第31期中間会計期間末 (平成27年６月30日現在)
※１有形固定資産の減価償却累計額	480,657千円
※２消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

区分	第31期中間会計期間 自　平成27年１月１日 至　平成27年６月30日	
※１減価償却実施額	有形固定資産	22,996千円
	無形固定資産	14,864千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第31期中間会計期間(自　平成27年１月１日　至　平成27年６月30日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第31期事業年度期首株式数(株)	第31期中間会計期間増加株式数(株)	第31期中間会計期間減少株式数(株)	第31期中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

２．配当に関する事項

(１)配当金支払額

該当事項はありません。

(２)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第31期中間会計期間(自　平成27年１月１日　至　平成27年６月30日)

１．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	201,009千円
１年超	89,543千円
合計	290,552千円

(金融商品関係)

第31期中間会計期間末(平成27年６月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

１．平成27年６月30日における金融商品の中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(１)現金・預金	2,250,762	2,250,762	-
(２)未収委託者報酬	1,573,975	1,573,975	-
資産計	3,824,737	3,824,737	-
(１)未払金	1,374,356	1,374,356	-
負債計	1,374,356	1,374,356	-

２．金融商品の時価の算定方法

現金・預金、未収委託者報酬及び未払金

これらは短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

第31期中間会計期間末(平成27年６月30日現在)

その他有価証券で時価のあるもの

	種類	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	7,665	5,000	2,665
	小計	7,665	5,000	2,665
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	2,118	2,132	△14
	小計	2,118	2,132	△14
合計		9,783	7,132	2,651

(デリバティブ取引関係)

第31期中間会計期間末(平成27年６月30日現在)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第31期中間会計期間末(平成27年６月30日現在)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首	80,164千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	373千円
資産除去債務の履行による減少額	-
当中間会計期間末残高	80,537千円

(セグメント情報等)

１．セグメント情報

第31期中間会計期間(自　平成27年１月１日　至　平成27年６月30日)

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

２．関連情報

第31期中間会計期間(自　平成27年１月１日　至　平成27年６月30日)

(１)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	11,055,374千円	165,699千円	90,901千円	11,311,975千円

(２)地域ごとの情報

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(３)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

(１株当たり情報)

第31期中間会計期間 自　平成27年１月１日 至　平成27年６月30日	
１株当たり純資産額	3,522,505円71銭
１株当たり中間純利益	1,209,920円82銭

中間損益計算書上の中間純利益	**967,936千円**
１株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式にかかる中間純利益	**967,936千円**
差額	**－**
期中平均株式数	
普通株式	**800株**

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

(2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

(3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

(4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2)事業譲渡または事業譲受

委託会社が事業の全部または一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示したうえ、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届出ます。

(3)訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額※	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※平成27年３月末日現在

＜再信託受託会社の概要＞

名称	資本金の額※	事業の内容

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※平成27年３月末日現在

(再信託の目的)

原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(２)販売会社

名称	資本金の額※	事業の内容
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
髙木証券株式会社	11,069百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社静岡銀行	90,845百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社大垣共立銀行	36,166百万円	
株式会社イオン銀行	51,250百万円	
株式会社四国銀行	25,000百万円	
株式会社百十四銀行	37,322百万円	

※平成27年３月末日現在

2【関係業務の概要】

(１)受託会社

ファンドの信託財産の保管および管理を行います。

(２)販売会社

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(１)受託会社

該当事項はありません。

(２)販売会社

該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において下記の書類を関東財務局長に提出しています。

平成27年３月13日提出	有価証券報告書
平成27年３月13日提出	有価証券届出書
平成27年９月15日提出	半期報告書
平成27年９月15日提出	有価証券届出書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成27年３月６日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、

ピクテ投信投資顧問株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年２月３日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会　御中

ＰｗＣあらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ資源国ソブリン・ファンド（１年決算型）の平成26年12月16日から平成27年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ資源国ソブリン・ファンド（１年決算型）の平成27年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成27年９月14日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会 御 中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（平成27年１月１日から平成27年６月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成27年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年１月１日から平成27年６月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。